

## 竹原市決算特別委員会

平成28年9月20日開議

### 審査項目

○総務文教委員会関係集中審査

【総務部・企画振興部・教育委員会・公営企業部・会計課・選挙管理委員会・農業委員会・監査委員及び公平委員会関係の一般会計・特別会計】

(平成28年9月20日)

出席委員

氏 名	出 欠
大 川 弘 雄	出 席
堀 越 賢 二	出 席
今 田 佳 男	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
山 元 経 穂	出 席
高 重 洋 介	出 席
川 本 円	出 席
井 上 美 津 子	出 席
道 法 知 江	出 席
宇 野 武 則	出 席
松 本 進	出 席
脇 本 茂 紀	出 席

傍聴者

氏 名
北 元 豊

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長	西 口 広 崇
議会事務局次長	住 田 昭 徳
議会事務局主事	前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
総 務 部 長	谷 岡 亨
企 画 振 興 部 長	中 川 隆 二
公 営 企 業 部 長	谷 岡 亨
教育委員会教育次長	久 重 雅 昭
総 務 課 長	平 田 康 宏
財 政 課 長	沖 本 太
税 務 課 長	向 井 聡 司
監 査 委 員 事 務 局 長	広 近 隆 幸
会 計 管 理 者	堀 川 優 子
企 画 政 策 課 長	松 崎 博 幸
産 業 振 興 課 長	桶 本 哲 也
教 育 振 興 課 長	岡 元 紀 行
学 校 教 育 課 長	九 十 九 邦 守
文 化 生 涯 学 習 課 長	堀 信 正 純
水 道 課 長	松 岡 俊 宏

午前9時54分 開議

委員長（大川弘雄君） ただいまより第2回決算特別委員会を行います。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから委員会を開会致します。

委員会がスムーズに行えますように委員の皆さんの御協力をお願い致します。

審査の方法ですけれども、第1回の委員会で確認したようにページを追って費目ごとに進めてまいります。

本委員会は、各会計の平成27年度予算が適正に執行されたかどうかを具体的に審査するものであります。したがって、質疑については平成27年度予算の執行を中心に、収支は適切、適法であるかどうか、予算が期待するところの効果を上げているかどうか、将来の財政運営に反映させる事項はないかといった視点を持って、要点をまとめて質疑して頂くようお願い致します。

また、今回からは早目の決算特別委員会になっておりますので、これが次期の予算編成に十分な影響を与えることができますよう頑張りたいと思います。そういう意味合いが強い委員会になると思いますので、皆さん自分の委員会のところは特に専門性をもって突っ込んで頂きたいと思います。

また、委員長報告ですけれども、今までと違ってなかなか要望ということでまとめると難しいところがあると思っております。最終日に皆さんの要望をお聞きして正副でまとめたいと思いますので、それまでは委員長、副委員長がその日ごとにこのような内容を出したいということは各自に言ってまいりたいと思います。最後の委員長報告の締めは、この決算特別委員会での質疑、発言、意見をもって是非予算に反映させて頂きたいという結びにしたいと思っております。そのような方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、よろしくお願い致します。

説明員の方に申し上げます。

本日はこのような天気ですので何か起こるといったことがないとは限りませんので、その時には委員長に報告をしてから退席、その他行動をとって頂くような形になると思います。是非お願い致します。

また、戻りますが、答弁は質疑に対して的確にされるようお願い致します。なお、発言の際には職名をはっきり述べ、挙手をして発言をし、マイクを利用してください。また、

質疑答弁は着席されたままで行ってください。

それでは、レジュメに沿って始めていきたいと思います。よろしくお願い致します。

それでは、レジュメを出して頂けますか。

まず、今日は総務文教委員会所管のものを審査致します。

一般会計全般から始めます。

53ページからになります。お願いします。

53ページの一般会計，歳入。

54，55ページでの質疑ありましたらお願いします。よろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） 市税等の滞納問題に入りたいと思います。

資料要求もしておりますので見て頂きながらと思うんですけども、資料要求では10ページのところにありますけれども、市税，固定資産税等，国保は違うんですけど市税，固定資産税等で滞納が発生している分ですけども、資料要求では市，県民税では滞納者が494人とか固定資産税では456人，これは資料の10ページにあります。

それで、聞きたいのは、滞納者がおられる方の横の方には所得状況を資料として毎年出して頂いております。これを見てもみると、市民税，県民税，滞納者の80%，これが200万円以下，ここに無申告とかゼロとか所得区分が書いてありますけれども，200万円未満の方の状況，いろいろ認識の違いがあるかもしれませんが一般的に200万円未満の世帯はワーキングプアとか働く貧困層とかいろいろな言われ方をされます。そこで市，県民税を見てもみると，固定資産税では88%の人が200万円未満の所得の人が滞納されているということで，あとは資料で差し押さえという資料なども出させて頂いております。これは資料12ページにありますけれども，この資料12ページで住民税，市民税のところに差し押さえがありますけれども，市税を差し押さえて27年度，3行目になりますかね，差し押さえの一番下のところにありますが，27年度を見ると，本来差し押さえて執行金額が3,390万円余り，3,400万円近くの執行金額になるんですけども，差し押さえた収納率というのが28%，3割弱ということなんです。これはどういうことかというところ、差し押さえたけれども回収できたのは3割弱，28%，9%しかなかったよということで，私が言いたいのは，さっきの滞納された世帯も200万円未満が8割から9割弱，こちらの差し押さえたけれども回収できたのは3割弱という，働く貧困層のところ現実滞納せざるを得ない状況ということが起こり得ると，起こっていると思うん

です。

ですから、確かに課税ルールは市のルールに基づいて課税するんですけども、現実問題はこういう滞納者の8割の人が、9割弱の人が働く貧困層に属する方々だと。それに仮に差し押さえて処分したけれども回収が3割しかいっていない。要するに取るものがない、わかりやすく言えば。そういった厳しい状況の方々がこういった対応をされているということで、ここがルールに基づく課税と滞納が起こる、処分されているということは重々承知しているんですけども、一番いいのは滞納する前の積極的な対応ということも要るのではないかなという、その取組について聞いておきたいというふうに思います。

委員長（大川弘雄君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 所得200万円未満の人で滞納している人が8割強いらっしゃいます。この実態をどのように考えるかということでございます。

まず、地方税の性格について御説明を申し上げます。

地方税は、地方公共団体がその地域に住んでいらっしゃいます住民に対しまして行政サービスを展開していく上で必要となる経費を負担して頂く意味合いを持っております。市民税や法人市民税は、収入や収益の一部を負担して頂き、行政サービスに要する経費を地域住民の方々から広く負担をお願いするという負担分任の考えに基づく租税でございます。また、固定資産税や軽自動車税といったものは、資産価値に着目をして、その所有という事実に担税力を認めて課税をするというものでございます。こちらの方も全国の市町村で法令に基づきまして適正に課税をして賦課をし、徴収をしているものでございます。御理解をお願い致します。

それから、所得が200万円未満の滞納者ということでございますが、滞納者の中には様々な生活状況の方がいらっしゃいます。例えば急に病気になったりですとか会社が倒産したりとかです。それぞれ個別の事情がございますので、そうした場合は相談に来て頂いて、対処をしていきたいと考えております。所得が200万円未満の滞納者の中にも預貯金等がある方もいらっしゃいますので、真面目に期日内に納付をされている方との公平性といった観点からも調査をして納付をして頂く、また財産のない方につきましては執行停止を行うといった整理をしているところでございます。

それから、2点目、差し押さえをしても収納率、執行率が悪いということなんです、差し押さえに関してでございますが、市税で先ほど委員さんがおっしゃいましたように約29%、国保で約20%の執行率でございます。こちらは、税務課と致しましては様々な

調査を行います。その中の一つに預貯金の調査がございます。その調査の中で判断をして差し押さえを行っております。10万円の滞納額で1万円しかない場合は、収納率、徴収率は10%しかありません。もちろん預貯金以外の資産がございましたら、そちらも調査をして対応するという事になっております。差し押さえを受けた滞納者がそれでは困るということであれば、納税の相談に来て頂ければというふうに考えております。

現在、税務課が行っております差し押さえでございますが、納税相談時におきまして生活実態の聞き取りを致しまして、滞納処分や猶予の規定に該当する方につきましては随時執行停止、処分の停止や猶予を実施しております。しかしながら、納付する能力があるにも関わらず納付の約束が不履行となる方や文書や電話による催告をしたにも関わらず反応のない方につきましては、財産の調査を致しまして最終通告を行います。それで何の反応も得られない方につきましては、やむを得ず差し押さえを執行しているというのが現状でございます。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） もう一つ確認を含めて聞きたいのは、差し押さえの件に関わるんですけれども、市税で差し押さえたけれども収納率が29%、要するに3割しか徴収できなかったよということで、あと7割が数字的には残っています。ですから、実際とれないところからは、ないところはとれないと思うんですけれども、そういった3割しかとれなかった7割残った分はいずれか何年か保留で、3年ぐらい保留していて不納欠損というような扱いになるのかということの確認と、もう一つは差し押さえにかかっても、前の時部長にも聞いたことがありますけれども差し押さえ禁止財産とかそういう、今説明があったような緩和とか、いろいろ措置があります。それはなぜかということ、基本的には生存権、暮らしの問題ということと、例えば差し押さえたけれどもその営業ができなくなった、そしたらまた暮らしが成り立たなくなるわけですから、そういった営業に関わる分の財産と申しますか営業に関わる資金は差し押さえないとかというような規定があると思うんですけども、そこは本人との確認で禁止財産に当たるのかどうかということを確認した上で禁止財産であれば執行はしないというふうに理解しているのかどうかをちょっと。

委員長（大川弘雄君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 先ほどの質問ですが、3割の収納率で7割の方をどうされるかという御質問ですが、こちらの方は分納されておられる方もいらっしゃいます。また、差

し押さえを行いまして財産あるいは資産がもうないよということになりましたら、執行停止をかけて一定の救済をします。それで滞納の整理をして、もう納付しないでいいですよという方向に持っていくというのが今行っているところでございます。

次に、差し押さえ禁止の額についてでございます。

滞納者の財産のうち特定のもは、滞納者保護の観点から差し押さえ禁止財産とされているものがございます。こちらは国税徴収法75条にございます。例を挙げますと衣服ですとか家具あるいは寝具、そういった物は差し押さえはできませんよと。ほかにも幾つかございます。

一番多いのが給料を差し押さえる場合でございます。こちらでも差し押さえ禁止額というものが、こちらでも同じく国税徴収法76条に規定をされております。簡単にですが御説明を申し上げますと、まず所得税、住民税、社会保険料、これに該当する額は押さえられません。プラス10万円プラス4万5,000円掛ける家族の人数は差し押さえすることができません。その社会保険料と前に御説明申し上げましたその合計額を総支給額からまず引きまして、この2割が生活費の加算額となります。この合計額が差し押さえが禁止になっている金額でございます。

それから、次の納税の緩和制度についてでございます。こちら納期の延長というのが1つでございます。これは、災害とかその他やむを得ない理由によりまして納期限内にどうしてもお支払いができないと、納められないという場合は納期限の延長ができるというのが1点ございます。

次に、徴収の猶予というのがございます。こちらは、納税者から一定の行政処分等をする事の請求または申請があった場合におきまして、相当の理由があると認める時にその処分等がされるまでの間、暫定的に租税の一部または全部の徴収を猶予するものというものがございます。

それから、最終的に滞納処分の停止、執行停止というものがございます。こちらの要件は、1つは滞納処分をすることができる財産がない方、もう一点は生活を著しく逼迫させるおそれがある方、それからもう一点はその所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるという場合は、執行停止をかけるというふうになっております。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） いいですか。はい。

それでは、ほかに質疑はありますか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、次のページ行きます。

56, 57ページ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、58, 59ページ。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） 地方交付税についてお尋ねをします。

この資料、平成27年度決算概要説明書をもとに質問をしますので、よろしくお願います。

地方交付税は、7ページの内容を見ると平成23年から少しずつ増えているという傾向にあります。そういう意味で普通交付税が今回は2年連続で増加したと。なお、地方交付税及び臨時財政対策債の合計も2年連続で増加したというふうに説明をされています。そして、その普通交付税の算出の主な増減要因の中に、生活保護費と地域振興費、減税補填債償還費は減少したものの人口減少等特別対策事業費それから高齢者保健福祉費が増加したというふうにかかれていています。こういう1つの傾向といいますか、普通交付税自体は徐々に増えていくんですよということでこの図を見ることができるとかどうかということなんです。それから、人口減少等特別対策事業費は1億7,500万8,000円の皆増になっていますよね。これは、ずっとこの程度の費用算出が毎年されるということなのか、27年度単年度のものなのか。そこらあたり地方交付税の推移についてお聞かせ願いたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 地方交付税の推移ということで御質問頂きました。

普通交付税については、御承知のとおりこれまでは国税5税、所得税、法人税、酒、たばこ、消費税、この5税を原資にして法定率を掛けたものが地方交付税の原資になるということで、国が一旦徴収をして地方に配分される財源保障機能でありますとか、そういった機能を持っているというところがございますが、その地方交付税の原資のところマクロ部分とミクロ部分で両面で見ないといけないかなと思っております。マクロ部分でいいますと、交付税の総額は、三位一体改革が小泉政権の頃にあって、その頃から地方財政計画における交付税の総額というのはだんだん下がっている。下がっていったら、民主党政権になる直前ぐらいに一旦増加傾向にはあったんですけど、そこで大きく減少しております。

す。民主党政権に替わって増加傾向に変わっていったんですけど、今ここに来てまた交付税の総額というのは下がっているというような状況です。その中でも先ほど申し上げた地方交付税の原資となる消費税率とかが上がっておりますので、国における消費税のその法定率を掛けた額でございますとか、景気等が一時期より上回っておりますので所得税でございますとか法人税、そういったものの収入が増えてきているということで地方に配分される、現金で配分される地方交付税の方はこういうふうに若干増加傾向にあると。ただ、臨時財政対策債、全体の地方交付税の財源総額が足りないということによって地方と国の方で両方で負担していこうという制度、こちらの方の額については、その現金収入が交付税が増えているということで臨時財政対策債の方は減っていると。この傾向については今後もそうなるかどうかわからないかなと、そのように思っています。

その普通交付税を算入するに当たって基準財政需要額に算入される先ほど質問のございました人口減少等特別対策事業費、これについては地方創生の絡みで27年度に新たに創設されたものだ、そのように認識しています。これについては、今後どういった見直しになるかわからないんですけど、地方創生、人口減少対策というのが地方にとってはかなり重要な取組でありますので、そこに対する財源ということで国の方が手当てをしているというものでございます。

あと、需要額でいくと、このたび増えているのがその人口減少等特別対策事業費と高齢者保健福祉費、これは高齢者数が増加しますので、その算定基準には高齢者数がございましてこれらがどんどん増えていくというような形になろうと思います。ただ、これらの算定する数値の方は国の方が総額の中である程度コントロールしていくと思われまして今後の動向がどのようになるかという部分についてはなかなかわからないところではあるんですけど、いずれに致しましても我々地方にとってはかなり貴重な財源でありますし、地方交付税制度の持つ性格、その財源保障機能ですとかそういったものもしっかり担保して頂くようにいろんな場面で国の方には交付税総額を確保して頂けるような形で求めていきたいと、そのように考えております。

委員長（大川弘雄君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 人口減少等特別対策事業費それから高齢者保健福祉費というのは増えていく可能性の高いものですよ、どっちかという。一方で例えば生活保護費それから地域振興費、減税補填債償還費というのは逆に減っているというふうにこの普通交付税の算出の増減要因の中に書かれていますけれども、これは具体的にはどういうことに起因

してそれぞれの増減があるのか教えて頂きたい。

委員長（大川弘雄君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） これは、地域振興費の方は人口減少です。これは5年に1回の国勢調査の結果に基づく人口でもって算出するというものでございます。これは人口が減少しているという状況から減っているというふうに認識しております。生活保護費の方も、正確な記憶ではないんですけど、これも人口が関連していたと、そのように考えております。これについては具体的に今から調べて答弁させて頂こうと思いますので、お願いします。

委員長（大川弘雄君） じゃあ、後ほどいいですね。

委員（脇本茂紀君） はい、いいです。

委員長（大川弘雄君） それでは、後ほどお願いします。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、次のページ入ります。

60, 61ページ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 62, 63ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） なし。

64, 65ページ。

今田委員。

委員（今田佳男君） 65ページの美術館入館料19万5,800円。おそらくこれ1人200円ぐらいじゃないかと思うんですが、それでいくと年間1,000人ぐらいの入館という数字になるんじゃないかと思うんですが、それで合っているかどうか。

委員長（大川弘雄君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 済みません。これも具体的な資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させて頂こうと思います。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

委員（今田佳男君） はい。

委員長（大川弘雄君） では、後ほどお願いします。

そこは飛ばしまして、次はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、66、67ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 68、69ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 70、71ページ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 72、73ページ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 74、75ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 次行きます。76、77ページ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 78、79ページ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 80、81ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 次行きます。82、83ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 次行きます。84、85ページ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 86、87ページ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 88、89ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 90、91ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 92、93ページ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 94, 95ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 96, 97ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 98, 99ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 100, 101ページ。

松本委員。

委員（松本 進君） 確認含めてお伺いしたいのは、101ページの臨時財政対策債ということで、調定額と収入済みということで……。

委員長（大川弘雄君） 一番下ね。

委員（松本 進君） そうです。この欠損未収入はないんですけど、お尋ねしたかったのが、臨時財政特例債ということで市がそういう特別の借金をして、ここには交付税措置をされたその金額が入っているのしょうけれども、確認したかったのは、市がお金を借りるわけですからその利息がつきます。利息がつくところは私の認識では交付税措置は対象外だったと、対象外になっているのかなというように認識しているんですけども、ここで見たら調定額も全部入っていますから利息分も含めて交付税として算入されているのかなということを確認だけさせて頂ければ。

委員長（大川弘雄君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 歳入における臨時財政対策債については、この27年度に発行をして財源として入ってきたものでございますので消化するものではありません。松本委員が気になるところで、多分公債費のところだろうと思われま。公債費の中における臨時財政対策債の償還には、27年度で約3億1,500万円償還しています。27年度の交付税の基準財政需要額に算入されたものが3億2,200万円という形で、これは元金も利子も両方含めて地方交付税の方の基準財政需要額の方に算入されていると、そういう状況でございますので、よろしくお願ひ致します。

委員長（大川弘雄君） じゃあ、それで101ページ終わります。

102, 103ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 104, 105ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 106, 107ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 108, 109ページ。

高重委員。

委員（高重洋介君） それでは、109ページの上から3つ目、庁舎清掃委託料について質問させていただきます。

一問一答ですよ、委員長。

委員長（大川弘雄君） できればお願いします。

委員（高重洋介君） はい。この庁舎の清掃委託の契約方法をお伺い致します。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） お答え致します。

指名競争入札で行っております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 高重委員。

委員（高重洋介君） ありがとうございます。以前から、議員になった時から少し気にはなっていたんですが、平成24年の決算が421万8,000円、平成27年の決算が487万800円。これ65万2,800円高くなっているというところなんです。予算の方が平成24年が422万5,000円、平成28年で522万1,000円。もっと言いますと、平成26年の決算457万8,000円、平成27年の予算が504万7,000円、46万円上がっているというふうになっております。この上がった要因はどういうふうなことがあるのでしょうか。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） 各仕様の見直しもございます。消費税の引き上げ分も含まれていると認識しております。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 確かに消費税の値上がりもありましたが、消費税の値上がりは5%から8%、3%ということなんです。高い安いとかという問題じゃないんですけど、それなりに要るものは要ることで入札をされていると思うんですけど、ほかの例えば市民館

の清掃業務にしても同じことが言えるんですが、ちょっと急激に上がり過ぎているというのはどうなのかなと。全部言いますと、建設の方の入札はホームページ等で閲覧ができるようになっています。こういったものは、全然議員に知らされていないというところで話が決まっていると。例えば火葬場の問題にしてもそうですし、給食センターもこの6月ぐらいにあったと思うんですけど全く、我々から調べに行かないといけないのかもしれませんが、せめて担当委員会にはこういう入札方法でこういう金額でどこがとりましたよという報告があるべきじゃないのかなというふうに思います。我々も各いろんなところで問題があるたびに市民の方からいろんな意見を聞きます。その時に、え、入札終わっていたのということもあるんです。やはり税金で賄われるこういう事業なので、必ず委員会、議会、せめて委員会には報告して頂くべきではないかなというふうに思います。その点についてお願い致します。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） 庁舎の清掃委託料でございますが、確かに年度末に予算を議決頂きました後に速やかに入札の手続きをとっているところでございます。公表等は致しておりませんが、先ほど委員からお話があったことにつきましては、担当常任委員会等につきましては契約方式等も含めまして御報告は検討したいと思っております。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 委員長に提案なんですけど、今後の予算に反映させるためにもこういった資料要求等々できるのかできないのか。随意契約とか入札ありますけど、議員として知っておく大事な部分なので、先に資料要求しておけばよかったですけど、調べていくうちに皆さんがこれは知っておくべきじゃないかなというふうに思うので、その辺が委員長の方でお願いができるのかどうかお願いをします。

委員長（大川弘雄君） 各委託費ということですか。

皆さんにお諮りします。

委託費に関しての資料請求をしてはどうかという意見が出ましたけども、そのような方向でよろしいでしょうか。いいですか。

委員（高重洋介君） あと、入札形態も。

委員長（大川弘雄君） 入札形態と、随意とか指名入札、そういうことですね。

高重委員。

委員（高重洋介君） 例えば建設関係だったらホームページに出ます、どこどこが入札に入ってどういう金額でどこがとりましたとか。金額によっていろいろ難しいとは思いますが、これ正直言って500万円ぐらいの金額なので、何十万円とかという部分は数が多いので難しいかもしれないんですけど、これぐらい金額が増えてくるとそういうものが要るのではないかなというふうなことです。

委員長（大川弘雄君） いつまでにとというのは難しいとは思いますが。決算審査ですから終わりまでには出してもらわないといけないんですけど、そういうものは出せますか。

総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 今、委託に関する入札契約あるいは落札の決定のことについての資料ということでお話があったところなんですけれども、委託の契約につきましては、委員御存じのとおりいろんな種類がございます。金額も様々ございますので、それを全部一遍に資料ということになりますとなかなかこちらの方の準備する負担もかかりますので、そこらは一定の金額なり線を引いて頂かないと難しいかというふうに思います。

委員長（大川弘雄君） それでは、高重委員、その範囲は言ってもらっていいですか。

高重委員。後でもいいんですか。今言われた3つ、4つはわかるんですけども。

委員（高重洋介君） 金額でいえば300万円、500万円。500万円以上ですかね。

委員長（大川弘雄君） そこはできますか。今聞いていると動きが大きいようなので、審査としても見ておきたいと思っておりますので。

そうしたら、ごめんなさい、細かい内容は後ほど詰めさせて頂くとして、その資料を出すという方向でやって頂いていいですか。内容としては後、詰めましょう。

委員（高重洋介君） それならいいです。

委員長（大川弘雄君） 皆さん、そういう資料を委員会をもって請求したいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、委託関係の資料を請求致します。よろしくお願い致します。期限はできるだけ早くということで、最終期限は最終日前ということでお願い致します。よろしいですか。

それでは、高重委員よろしいですか。

委員（高重洋介君） はい。

委員長（大川弘雄君） それでは、次に入ります。



松本委員。

委員（松本 進君） 107ページの時間外勤務と残業代の分と、あとここでは109ページは臨時職員賃金、下の方にあるんですが、そこで資料要求が25ページで各職員の残業時間というのが、この25ページでこれは総務課だけじゃなくて全部出させてもらっています。関連は総務課に、一般管理費になりますので、そこに関わってお尋ねしておきたいということです。

ここの時間外手当、要するに残業の分で資料では総務課に関わっては27年度が272万4,000円とか、あといろんな各課まで含めて全体で3,200万円余りの時間外勤務というのが資料要求に出ています。

それと、109ページは臨時職員賃金。

委員長（大川弘雄君） 何ページですか。

委員（松本 進君） この資料要求の方は25ページのところ。

委員長（大川弘雄君） 25ページ。

委員（松本 進君） そこは残業の分です。あと、さっき109ページのところは臨時職員賃金ということも関わるんですが、最初その臨時職員賃金の分でお尋ねしておきたいのは、これは今年の新年度予算の時に27年度の資料ということで頂いているのが例えば総務課でいえば正規職員が19人とか、あとは臨時職員が15人とかというような数値があります。それで、ここの109ページの臨時職というのが1,400万円というその内容の分の確認と、あと先ほど資料では残業時間ということで総務課では27年度が272万4,000円という残業代の資料を出して頂いております。そこで、恒常的にこういう残業代というのがあるのと、こういった臨時職員賃金というのも恒常的に位置付けをされて、先ほどの資料では総務課における臨時の職員という数値を見ると15人というようなデータを資料として出してもらっています。

それで、ここで聞きたいのは、総務課に係る分と、竹原市全体の職員でも正規職員が277人で臨時職員が218人ということで正規と非正規足した分が495人になりますけれども、そういった全体から見ると臨時職員が218人、これは総務課を含めて全体ですけれども、福祉課が一番多くて119人というのが極端に多いんですが、そういった臨時職員が全体で見ると44%を占めるわけです。ですから、ここの質問は総務課に関わるんですけれども、市全体の一般管理費、人件費的な残業代と臨時職員の見れば、こういった恒常的にこういう臨時職員の配置をされたり残業が恒常的にあるという面では本来の働

き方としてはいびつな雇用形態にはなっているのではないかなということで、その認識です。普通、臨時職員というのは、何かいろんな特定の事業なり課題があって業務が増えて臨時にそこに充てて、それが終わったらなくなると、臨時のそういう業務がなくなるとい分が普通のやり方なんですけれども、残業時間もそういういろんな不測の事態とか特定の業務が増えた場合はそこに集中的に残業時間が増えるということは理解ができるんですけれども、そうじゃなくて恒常的に残業時間なりこっちの臨時職員の配置、こういうことは働き方としては異常ではないのかなということで、職員の健康管理の問題とかひいては市民へのサービスということも関わってくると思うわけなんですけれども、本来きちっと市の職員としての、正規職員としてのいろんな経験を積んで市民サービスの質を上げていくという面から見たら異常な配置になっているんじゃないのかなということで確認を含めて聞いておきたいというふうに思います。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） まず、臨時職員の関係でございますけど、臨時職員につきましては委員が先ほどおっしゃいましたように、総務課としては育児休業の代替えの職員、また臨時的な事業によりまして業務量が増加する際に現在雇用しているものでございます。御質問にありました決算書の109ページの臨時職員賃金につきましては、総務費の方で措置しているものでございまして、こちらは実績で延べの17名ということでこの賃金を上げさせて頂いております。

資料要求で13番目の項目として各課職員の残業時間ということで、これは時間外の勤務実績時間数でございますので、その点は御理解頂きたいと思います。時間外につきましては、委員の方からもございましたように職員が健康を害してはならないということ、また恒常的な残業にならないように努めていかなければならないというのは常日ごろ認識致しております。また、恒常的な業務プラス時間外ということになりますと、お話ございましたように市民サービスの低下、こちらにつながってはいけませんので、それぞれ時間外をする上においては必要としてやっておりますが、その点踏まえましてなかなか総務課としましても適時適切にその時間外については対応を致していきたいと思っておりますし、今後も引き続きそれを取り組んでまいりたいと、時間外勤務の縮減は大変重要なことであると認識しております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 再質問になりますから、特にこういう現状は指摘しました。それと、緊急には臨時的な面とか残業とかこういう負担になっているということに対しては健康管理というんですか、ただ1年1回の人間ドックというだけじゃなくて日常的な相談業を含めた健康管理という、その体制はどうでしょうか。ちゃんと対応されていますか。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） 職員の健康管理につきましては、毎月1回衛生委員会を開催しているというところでございます。そこで出された意見は当然職員に反映できるように、まだ現在のところ8月まで終わっておりますが、またストレスチェック等もこれから入っていくと、心身ともに健康な状態で職務について頂きたいということにありますので、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） それでは、109ページまで終わりました。

次行きます。

110, 111ページ。

高重委員。

委員（高重洋介君） では、職員採用のところでお伺いを致したいと思います。

6年ぐらい前になるか7年になるか覚えてないのですが、スポーツ枠という職員採用の枠があると思うんですけど、その実績、今までの実績、今もそれを継続してやられているのか、それをお伺い致します。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） スポーツ採用枠については、それ以降は、従前採用した1名以降は実績はございません。

委員長（大川弘雄君） 高重委員。

委員（高重洋介君） ここ4年、5年は実績がないということで、今も継続してやられているということによろしいのでしょうか。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） 当時採用した職員は継続してまだ従事しております。

委員長（大川弘雄君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 済みません、話がかみ合わなくて。現在もそういうスポーツ枠で職員の採用を、募集があるかないかは別として、一応行っておられるのかどうかということ

です。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） 採用は、スポーツ枠は現在はしておりません。通常の一般事務ということで、はい。

委員長（大川弘雄君） 高重委員。

委員（高重洋介君） この1名の方も陸上の方で頑張られてずっとやっておられる。近年、最近もいろんな賞、入賞したということですのですごく頑張られているので、すごく私はいい制度だなというふうに感じていたんですが、なかなか全国大会レベルの選手ということで難しいとは思いますが、是非進めて頂いて、例えば竹原市の子どもたちのために指導ができるようなそういう職員、そういう方をどんどん、市民と一体ではないですけど、やっていってほしいなというふうに思います。その点についてお願いします。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） お話しございましたようになかなか全国的なレベルに達しているらっしゃる競技をされている方を採用というのは難しい面がございますけど、子どもたちへの指導ということでお話がございました。また、職員にとりましてもそういった職員がいるということで他団体とのつながりが広がっていくと思いますので、その点は踏まえてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） それでは、111ページまで。

宇野委員。

委員（宇野武則君） ちょっと1点だけ。顧問弁護士の委託料です、86万4,000円。これは今回の子育て支援の相談をしたというような事例もあるわけですが、この場合に法的な解釈についてはどのような、文書でもらっているのか、あるいは、一回一回相談件数に応じて支払っているのか、その2点について。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） 顧問弁護士委託料につきましては定額でございまして、1カ月7万2,000円ということでございまして、その12カ月分で86万4,000円でございます。内容につきましては、こちらから事務所へ訪問または電話相談、ファクスでのやりとり等ということで、年間60件から70件程度はそういった相談業務を行っているところです。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） そういう法的解釈の場合に文書で正確にもらわないとあなた方も答弁のしにくい面があると思うんですが、問題提起された場合の法的裏づけ、法律に基づいた解釈というものは的確にもらっておかないと困ると思うんですが、今後そういう庁内で統一して、あくまでも電話でできる問題もあると思うんですが、微妙な法解釈の点について正確に文書でもらっておかないといけないと思うんですが、その点について。

委員長（大川弘雄君） どうですか。

総務課長。

総務課長（平田康宏君） お答え致します。

お話ございましたように法令根拠、法的な根拠は当然明確にしなければなりませんし、必要となりましたら当然文献等の写しも頂いておりますので、その点は適切に今後も取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 111ページの財政一般事務に関わると思うんですが、入札の資料を出して頂いているので、財政一般の事務で入札の一覧表を資料要求をしております。資料要求のページ数は26ページが建設工事、ここから業務委託までありますけれども、資料要求で30ページからは業務委託の入札状況を出して頂いております。

ここで確認しておきたいのは、この資料の予定価格と請負金額、要するに落札率の関係です。これを見ますと、建設工事では34件の入札の応札の資料が出ておりまして、その中に34件中17件、50%が落札が70%台、75から80%未満という低価格、こういった状況で落札が起こっています。確認を含めてというのは、普通、設計金額というのが、それと基づいて予定価格を決められて応札されるわけでしょうけれども、普通は設計金額は市がいろいろ独自でつくって、委託してつくって応札にかけるわけでしょうけれども、その設計金額と、予定価格とこの応札、落札請負金額、そこがこれだけ75から80%未満の件数がこの資料の中では半分あるということで、低い価格で落とす、それが税金の無駄遣いの解消になっていいのではないかというだけでは済まされない問題が起こってくると思うんです。ですから、こういう応札、低い価格で落とした場合、どこに一番影響が出るのかと。人件費とか材料費とか品質という普通見方をされますけれども、こうい

う3択で見た場合はどこに一番大きな影響が出ますか。その確認をしておきたいのと、それで逆に高い落札率のところは2件あります。資料ナンバーでいえばNo.27とNo.32なんですけども、ここは98.65、32番は98.49という落札率です。ですから、高いのが悪いという言い方じゃなくて、本来設計金額に基づく予定価格に近い落札ということで、先ほどの関連にもなるんですけどもどこに影響が出るのかということもお尋ねしたんですが、適正価格、この請負金額です。ですから、低いばかりがいいとは言えないということをお尋ねするので、それを含めてお尋ねしておきたいということと、3点目は関連しますけども、業務委託の場合はNo.8、落札率が39.8%という、これは業務委託だから建設工事とは違うのだという繰り返しの説明があるんですけども、こういった業務委託の分ではNo.8の39.8、4割切るような落札率ということで、そもそも設計金額、予定価格とはなんぞやということについて説明して頂きたい。

委員長（大川弘雄君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） まず、公共工事発注における低い落札結果となった場合の影響はどこにあるのかという御質問でございます。2点目の質問が高い落札率の場合はどうかと。

これらについては、各応札事業者の各各都合といいますか、考え方がそれぞれあるでしょうから具体的にまでは把握はしておりません。ただ、工事関係については最低制限価格制度を設けておりますので、その中で一定の人件費なり資材調達の価格というもの、あと企業側の利益もその中に含めておりますので、それ以上を超えるということは、超えての落札者を決定するというについては一定の業者の方にも利益が行っていると、そのように考えております。

業務委託に関しては、委員さんもおっしゃられるように公共工事とは違って最低制限価格制度は導入しておりません。業務委託の内容については、主には人件費、その会社のノウハウといったものが主になるものであって、そこには資材調達ですとかそういった固定費が含まれておりませんので、企業側がそこをどのように考えて応札されてくるかというのは各各業者さんのお考えの中で応札されているものとは考えておりますけど、そういった低い価格で応札されてきても価格が低かろうで内容が悪かろうじゃ、それじゃあいけませんので、その企業にしっかり聞き取りをして、こういった低い落札率でもしっかり我々が望む成果品が望めるのかどうかという部分をしっかり聞き取りをして判断をして、最終的に落札者というふうにご決定しているという状況でございます。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 本来、予定価格を決めるための設計金額をつくりますけれども、設計金額とはなんぞやということです。だから、そこは相当大幅にゆとりを持って設計金額をつくるという、私は聞いたことないけども、そういうふうに理解してもいいんですか。それと、だから設計金額はなんぞやということです。本来、材料費や人件費とかいろいろその公的に決められた分で積算して設計金額をつくるわけですけれども、そうじゃなくて余分な、相当ゆとりを持ってやっているから75%、最低制限を少しでも超えておれば調査もしないし、請負金額を契約するんよということが今実際起きているので大変気になるわけです。ですから、もう一回設計金額そのものはなんぞやというのをお答えして頂きたいのと、私はこの今の低価格での落札の状況を見て、どこに一番影響が出てくるかと。品質を落としたらその会社の信用問題になります。材料費のいろんな仕方によってまた品質に関わってくるわけですから、そこと品質を落とすわけにいかないというのは大前提になると思うんです。そしたら、あとは削るところはそこしかない、人件費しかないが通常です。ですから、ここばかり下げてというのは、これは考えなくちゃいけないんじゃないのかなという時期に来ていると思うんです。ですから、どうしても影響が出るのはどこかと私はあえて聞いたんですけれども、通常は人件費です、一番影響出るのは。だから、品質とか材料費を落とすわけない、材料を落としたら品質に関わって大ごとになってくるということは明らかですから。ですから、その企業がそういう品質を落としたり、材料を落としたりしたら信用問題になってくるということは当然のことなので、どうしてもやりくりしようと思ったら人件費のところでは寄せになってくる。だから、この分を本当に低い価格で落として、竹原市の経済、そこも含めて本当にうまくいくのかなという面ではさっき言った98%、設計金額に近いところもあるわけですから。ですから、全部100%と行けど、あとはじゃんけんで決めなさいという言い方はしないけれども、一定の競争性なんかもありますから考える必要があると思うんですけれども、私の考えでは低い価格で落ちた場合人件費に大きな影響が出るということの認識はあなたはどう思っているのか、市の方はどう考えているのかということです。

それとあと、さっき……。

委員長（大川弘雄君） 松本さん、1個ずつにしてください。

委員（松本 進君） いや、入札に関わるので、資料も出してもらっているものもありますから言っておきますと、これは32ページのところに入札の辞退とか入札の失格という

分を資料を出させて頂いております。

ここでも気になるのは、辞退者が指名をされて辞退する率が最高が71%ということで、指名は7社したけども5社辞退しているというこの資料の内容です。もう一つは、5社指名して3社辞退している。確かに2社あるから競争できるんよというその理屈はそうなんですけれども、本来の、じゃあ何のために7社なり5社なり、その工事請負の金額によって指名数は決められておりますけれども、そういう決められているのがきちっとあるのかと。そこはそれから見たら、それは1社2社というのは何らかの事態で、不測の事態とかで受けられないということも起こるのかもしれませんが、ここで見たら71%とか60%とか、辞退率がです、そういった高いところは2社しか残っていないというので、1社は無理なんですけども2社だからルールは守られているということだけでは本当の意味での条件つき競争入札の趣旨から外れているんじゃないかなという意見なんですけど、思いがありますけれども、そこについてもお聞かせ頂ければと思います。

委員長（大川弘雄君） それ2つになってしまいましたけども。

委員（松本 進君） 2つでごめんなさい。

委員長（大川弘雄君） 最初の人件費に対する認識からお願いします。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） 設計金額のことはよろしいですか。

委員（松本 進君） ついでに。

財政課長（沖本 太君） 設計金額はなんぞやというような御質問でございましたけど、私も技術屋じゃないものですから工事関係の積算はやったことないので具体的な把握はしてないのでございますけども、一定の工事内容について一定の前提をつくって、数量とかの前提をつくってルールに基づいて積算されたものが設計金額というふうに認識しております。

それに対して低い価格で入札されてくる部分の影響が人件費にあるのじゃないかというような御指摘でございますけど、その業者さんの応札額の考え方までは我々聞き取りを行っておりませんので具体的な内容はわかりませんが、考えられることとしたら資材調達とかが手持ちにあってその部分を資材調達関係で安く仕入れることもできるというのもあるでしょうし、いろんなことが考えられるのじゃないかと、そのように考えております。

それと、辞退される業者さんが多いのでそこは競争にならないのじゃないかというような御指摘でございますけど、辞退される業者さんについても、下請に入っていたりするこ



とによる手持ちの工事の状況ですとか利益が出るのかどうかとかいろんな事情があつて応札される場合もあるし辞退される場合もあると、そのように考えております。27年度は3,000万円以上の工事については一般競争入札で、それ以下については指名競争入札で入札の方は運用してきたわけでございますけど、指名する業者さんについてはこれほどこの会社を指名してやっているかというのはわからないことではございますので、その中ではわからないということはどの会社が辞退されるかという、競争相手が、どの相手が辞退されるかということもわからない状況でございますので、そこについては一定の競争性、入札において求められる競争性というものは確保されているものではないかと、そのように考えております。

以上です。

委員長（大川弘雄君）　そういう指摘があつたということで次に入ります。

111, 112ページ。

宇野委員。

委員（宇野武則君）　今おそらく年間竹原の業者が5件、公共事業を請ける業者が余りないと思うんですが。去年の小中一貫校のように市外業者が請けたら下請業者も9割は市外業者ということですよ。今75%は物すごい問題になっているのです。竹原の業者が下水だけが安定して今発注しているんですが、公団そのものが10%以上上げているのです、元請金額を。東京行って直接理事長に聞いたんですが。だから、大きな仕事を請けたら皆手を挙げたでしょう。私はずっとここの県土木があつた折から指摘を受けているんですが、県だから500万円、1,000万円、二、三千万円が中心になるわけですが、12社指名したら11社がくじ引きだと。これをずっと委員会へ上げたら積算の内容が悪いんだと言って、何で2割5分も残すのかというてやられるんですと。だから、私、昔職員の方に、とにかく見積書を、要するに予定価格を発表せずに見積書をその場でめくりなさいと、それぞれの業者が見積もってこれなら赤字にならないということを自信を持って提出して開封すれば一番いいんじゃないんですかということをしたんですが、残念ながら今の方法ですとやっているとだんだんだんだん業者は、例えば平均5件もらっても金額的には大したものじゃないです。Cランクだったら300万円程度だから、5件もらっても1,500万円。年間でそれ賄えんです。よそへも行かれん。よそ行ってもよそは厳しいから。指名願も出されない。ここで飯食わにゃいかんということでじり貧になっているのです。皆経済もひっかかってきていると。

だから、もうちょっと抜本的に平均、業者の受注金額がいくらかというようなことも庁内で検討して、75%だったら絶対に赤字だから。そりゃ1億だったら2,500万円残すわけだから。そんな国の査定などない、今。だから、皆、国も最低制限価格を上げなさいということを指導している、今。倒したらどうもならないのだから。業者を倒したらどこが損するかといったら、全部市も業者も皆損をするのだから。だから、そういう点をもうちょっと、長いことこのまま放置しているが、もうちょっと抜本的に、受注したらその事業が例えば3%、普通の建て売りなんか3%というんだが、3%でも5%でも残るのを。そうしないとそれが今度は手当とか皆回るんだから、業者の利益があったら。そこらを、部長、中心になって業者の聞き取りをやるとか、根本がどこにあるのかももうちょっと皆さんが今受注している業者の内容というものを把握しないと、こういうことがずっと続いたら間違いなしに、今相当減っている、業者の数が。年間よその市より少ない事業の中でなおかつ75%をずっと引きずっていったら、昔なら75%やっても今度は90%でとってプラス・マイナスが整理できていた時代がある、しかし今75%とったら次も75%だから、こういう手法をとっていたら。だから、もうちょっとあなたら真剣に考えて、業者をどういうように育成するか。業者が少なくなったら何でも困る、最終的には。何か緊急の場合があっても。そういう点、1点だけ。

委員長（大川弘雄君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 今、最低制限価格等のことも含めまして御質問頂きました。

それで、最低制限価格につきましては、委員さん言われたようにかつて75%一律ばさつというようなやり方をしてきた時代もございました。そういったことがありまして、委員さんが言われるようにそれで本当に企業が運営していけるのかどうかということもありましたので、その後最低制限価格の設定の仕方については国の方でも見直しがされたので、そういったのも導入をさせて頂いて一定には国のやり方に準じたようなやり方で今させて頂いているところでございます。この国のやり方につきましてもその時々を経済情勢も含めて、企業の動向も含めまして改定がされておりますので、そういったのも含めて今後我々もしっかりそういった動向も注視しながら進めていっていきたいと思います。よろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） どっちにしてもこういう状況ですから、今、公共事業は1つの経済の目玉になるんです。行政が発注する公共事業というのはいろんな面で影響があるから、

どっちにしても市内業者も含めてその指名の仕方、とにかく今のこの何年かずっと見てみるとそういう行政サイドの配慮、それから年間一回もない業者もいるし。だから、そういうことを行政というのは断じてあってはいけない。絶えず公正に公平に。納税者皆一緒なんだから。同じ納税して、それが原資になっているわけだから。そこらを忘れないように、ひとつこれから業者がある程度生き生きして働けるような環境をつくってもらいたいというふうに思います。終わります。

委員長（大川弘雄君） 今 1 1 1 ページですね。

それでは、1 1 2、1 1 3 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 1 1 4、1 1 5 ページ。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） せっかくの決算の機会ですから、地域公共交通に要する経費……。

議会事務局主事（前本憲男君） これ除くです。

委員（脇本茂紀君） 除くか。ごめんなさい。じゃあ、その時に。

委員長（大川弘雄君） ごめんなさい。済みません。そこは後でお願いします。

道法委員。

委員（道法知江君） 人事評価の制度の導入委託についてお伺いしたいと思うんですけども。

1 1 5 ページです。

これは、詳しく内容と委託を決めたこと、そして来年度に分かれて分析されるのか、分析の結果はどういう結果が出ているのか。当初の予算では5 0 0 万円だったと思うんですけど、それも半額ぐらいになっているのではないか。この辺の説明をお伺いしたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） 決算書の1 1 5 ページの人材育成に要する経費のうちの人事評価制度導入委託料ということでございます。2 6 3 万5, 2 0 0 円でございます。

この委託料の内容につきましては、主に本市の人事評価制度の構築、制度導入に当たりましての支援と施行に向けての研修実施の委託に要する経費ということでございます。支援業務につきましては、制度の導入に当たりまして基礎調査、職員アンケートの実施等を行いまして、制度の構築、施行運用等の項目につきまして各種支援、情報の提供、アドバ

イス等を受けたものでございます。研修の実施に関しましては、全職員を対象と致しまして目標管理基礎研修、係長級の職員を対象と致しました目標実施研修、管理職員を対象と致しました評価者研修ということで実施致しました。それらの委託料ということで今回この決算額になっております。

この制度でございますが、昨年度はまずは制度の定着、周知徹底を図るということを目的に施行を実施致しております。本年度は本格実施ということでございますが、研修につきましては全職員を対象に実施できたということもございますし、人事評価のマニュアルの作成ということで制度の定着の第一歩と致しましては一定の成果があったものではないかと考えております。本格実施を本年度からしておりますが、なかなか習熟度を高めるまでには至らずに、これからも試行錯誤を繰り返しながら、さりとて制度としてよりよいものとして確立できるようには取り組んでまいりたいと考えております。人事評価制度の大きな目標は人材育成というのもございますので、通常の職員研修と加味致しましてよりよい制度となるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） 道法委員。

委員（道法知江君） ありがとうございます。研修が増えたということで非常にいいことではないかなというように感じております。P D C Aサイクルを使ってということでもあると思いますので、しっかりとこの効果を市民の皆さんに、市民のサービスの向上に努められるように努力して頂きたいなと思います。ありがとうございます。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。

委員（道法知江君） はい。

委員長（大川弘雄君） ほか、115までで。115ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、116、117ページ。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 118、119ページ。

松本委員。

委員（松本 進君） 119ページの地方創生の経費でお尋ねしたいのが……。

議会事務局主事（前本憲男君） ここは違う。

委員（松本 進君） 違うんですか。

議会事務局主事（前本憲男君） 企画費ですから。

委員長（大川弘雄君） それは後でお願いします。

委員（松本 進君） 後になるんですね，わかりました。済みません。

委員長（大川弘雄君） ほか。119ページありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 124に飛んでください。124の公平委員会から下です。公平委員会だけですね。いいですか。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 126，127ページ。

高重委員。

委員（高重洋介君） 先ほどと同じような質問ではあるんですが，簡潔に行かさせていただきます。

会館の清掃委託料です。これの契約方法を教えてください。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） これは市民館ですので，文化生涯学習課の方が。

委員長（大川弘雄君） じゃあ，その時にやります。市民館ね。

ほか。127ありますか。

市民館の入札。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） 済みません。事務の所管については，財政課については工事関係の入札契約をやっております。各種，各課で発注する業務関係の委託については各課が独自に行っておりますので，各課の方で御質問の方を頂ければと思います。

委員長（大川弘雄君） じゃあ，その時ね。

総務課長。

総務課長（平田康宏君） 入札につきましては，市庁舎と市民館は確かに一緒に行っておりますので，指名競争入札ということです。

委員（高重洋介君） 入札。

総務課長（平田康宏君） ですね。

以上です。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

委員（高重洋介君） どこまで聞けるんですか。入札関係なので……。

財政課長（沖本 太君） 工事入札なら御答弁申し上げることはできるんですけど。

委員（高重洋介君） 先ほどの市庁舎の清掃と同じで総務……。

財政課長（沖本 太君） それは、総務課が業務発注しているので……。

委員（高重洋介君） 答弁できる。

委員長（大川弘雄君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 済みません。勉強不足です。ただ、先ほどと同じような質問になるんですが、入札ということで先ほども言ったように、今27年度の決算なんですけど、27年度の予算、28年度の予算でここも30万円ずつアップしているわけです、前年度に比べて。27年度の決算が452万1,000円とありますが、28年度の予算では484万1,000円です。26年度の決算が438万3,000円、27年度の予算が468万5,000円で30万円ほどアップしているわけです。28年度もまた30万円上がっていると。ここ5年間で、急激にこの2年間で予算額が上がっている要因はどこにあるのかお伺いを致します。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） 先ほどの市庁舎と同時期に入札しておりますので、理由と致しましては仕様の見直しと消費税の引き上げということが大きな要因と認識しております。

委員長（大川弘雄君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 確かに消費税の引き上げは関わりがあるのかなとは思いますが、27年度の予算。それが28年度また同じような金額が上がっているというところが、今まではそういったような上がり幅でなかったのが2年続けて27年、28年度の予算が上がっているというところが少し不可解だなと、説明を少ししてほしいところではあるんですが、先ほどの庁舎と同じようにしっかりとその辺の報告をして頂ければ。先ほど資料の請求もしましたが、毎回きちんと出していけば別に大した業務でもないのに、その辺は28年度からしっかりと出して頂きたいなというふうに思います。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） この関係で業者がずっと、ほかの業種もそうなんですけど、ずっと同じ業者。よそは5年なら5年で請負金額などを精査して業者募集して入札制度を導入している、適正な入札制度。それで、例えば私ずっと問題にしている火葬場はぱっとやって契

約している、5年間。火葬場は今言うような理由で消費税なんか上げないでしょう。そのまま5年据え置きよ。同じ委託業務でそこが、私いつも言っているように公正、公平な制度にせんといかんよということを言っているわけ。だから、今日5年なら5年で改めて入札するとか、あるいは金額は適正かどうかというようなものも含めて業者を募集する、そういうものを精査してやらないと、力があるのか何かわからないが、そういうものはずっと継続してやらず、ほかのものは切りやすいところは切るといようなことをやると問題があるから、その点について今後どのようにされるのか。

委員長（大川弘雄君） 指摘です。

総務課長。

総務課長（平田康宏君） 私のところは庁舎の清掃等ということでございますが、お話ございましたように公平性、透明性の確保というのは大変な課題であると思っております。現在のところ庁舎につきましては指名競争入札ということで、過去の実績等を踏まえまして業者を選定しているところでございますが、より適切に精査致しまして執行致したいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） これ入札というのは何社ぐらい参加しているのか。それで、募集要項などはどのようにやっているのか。その点について。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） 庁舎清掃におきましては業者は3社ということでございまして、仕様書等をお示ししまして各業者の方に事前に書類等を出して頂きまして入札を執行致しています。

委員長（大川弘雄君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） あなたらがやることだから余り掘り下げて言わないが、大体わかっている、私も。わかって言っているんよ。だから、3社というのがおそらくずっと限定して3社ではない。もっと厳しい言い方もあるが、どっちにしても5年単位ぐらいでどこも見直しをやるとか、市民に対して公平にやっているという印象を与えるような入札方法をとらないと、3社やっているのです、同じ業者があっちをとる、こっちをというようなことは絶対に今度はだめです。

言っておきます。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。

それでは、127ページまででありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 次行きます。

128, 129ページ。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 130, 131ページ。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 132, 133ページ。

松本委員。

委員（松本 進君） 131からの。

委員長（大川弘雄君） 131から。

委員（松本 進君） 132のところに中間サーバーというのがあるんですけど、この前のページになるんですが、マイナンバーに関わる予算残の社会保障の整備だけをというかシステム整備だけをというようなことで131ページにあって、あとは133ページにある中間サーバー負担金というのがあるんですけど、もうマイナンバーは、この制度は運用されているんでしょうけども、この中間サーバーとはその関わりのある費用になっているのかという確認と、それで中間サーバー、いろいろ自治体同士は中間サーバーを通していろんな情報交換とかいろんな照会とか行っているのだけども、そこで前にいろいろ私も言ったことありますが、中間サーバーを通す時に情報の漏れ、そこが起これるのではないかとこの心配があるわけですけども、その対策とといいますか、これは国のシステムに関わっているのだけども、個人情報の保護という観点での安全性、情報公開の漏れないような対策というのがあれば聞かせて頂きたいなど。

委員長（大川弘雄君） 実績でいいかな。

総務課長。

総務課長（平田康宏君） 決算書で申しますと131ページのもの133ページということでございまして、主には中間サーバー利用負担金558万6,000円のことでございまして、これは委員からお話ございましたようにマイナンバー制度に対応するものでございまして、こちらの中間サーバー、これはクラウドでやっておりますデータセンターを外に設けておいて安全性の確保、防災面も含めましてこちらが地方公共団体情報システム機構という機構がございまして、そちらへ対する利用の負担金というものでございま



す。お話しございましたようにマイナンバー制度を開始しております、特に従前から委員からお話しございますように個人情報の保護というのは大変重要なことでございますので、これまでも慎重に取り組んでおりますけど、このことを踏まえましてより適切に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私はこのマイナンバーに関わる竹原市の市民の情報保護という観点から質問しました。それで、その時に例えば庁舎はいろんな課に分かれて、その課が責任持って情報の保護の扱いをしているということで全部関連の情報が一遍に流れることはないというふうな答弁があったと思うんですけども、しかしこの中間サーバーというのはそこに全部、名寄せという言葉が適切かどうかわからないけど、その個人情報全てがそこに一括されて、いろいろデータの暗号化とか素人ではわからないような工夫をされているのでしょけども、いずれにしてもその中間サーバーのところで情報が一元化されて、そこに不正にアクセスされる危険が起こることの心配が指摘されて、私もそこも取り上げたりしたんですけども、そこは確かに国の制度なんですけれども、そういういろいろ個人情報が一体的にそこに管理されているということになればそこで漏れれば全部がわかるということになるので、その対策というのは特に必要ではないかなという面でどこまで検討されているのかなというのがわかればと思って質問しました。

委員長（大川弘雄君） 実績で言うてくれた方がいいんですけど。

総務課長。

総務課長（平田康宏君） 確かに安全管理面等は国、県ともに市でも十分配慮致しておりますし、負担金ということで各自治体が負担しているものでございます。この制度につきましては従前から関係団体と連携しながら取り組んでおりますので、主には一番危惧されるのは個人情報の漏えいということがございますので、適切に対応してまいりたいと、引き続きでございますが、そのようにお願いします。

委員長（大川弘雄君） それはなかったんでしょう。実績としては大丈夫なんでしょう。

総務課長（平田康宏君） はい。

委員長（大川弘雄君） ということです。

それでは、133。

今田委員。

委員（今田佳男君） 131で。

委員長（大川弘雄君） いいですよ。131。

委員（今田佳男君） 電算機器管理の経費でいろんな項目がありまして、13番のコンピューター機器保守委託料、それから同じ13番でシステム整備委託料、14番の機械機器リース料3,700万円、トータルで9,000万円ぐらいのもので、これが中身がわからないんですけど、職員さんおそらく1人1台ぐらいのパソコンが支給というか利用の状態になっている。それに絡んでこの今の3つぐらいの経費はそれにどういうふうに絡んでいるか。質問わかりにくいかもわかりませんが。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） 決算書の131ページの電算機器管理に要する経費につきましては、次ページの133ページに今の庁内情報化に要する経費がございますが、そちらに分かれております。131ページの電算機器管理に要する経費につきましては、庁内の電算機器の大きなもの、例えばコンピューター機器保守委託料につきましては介護保険とか後期高齢者医療とかその他システム等の維持管理ということで大きい話でございます。133ページの庁内情報化といいますと、先ほど委員からお話しの個人、職員が一人一人パソコン、現在約300台設置しておりますが、そちらの方の経費ということでございまして、それぞれ委託料、機器保守料、例えば機器のリース料等必要な経費を措置しているものということでございます。よろしく申し上げます。

委員長（大川弘雄君） 今田委員。

委員（今田佳男君） そうすると約300台、今の課長が言われた庁内情報化で機器リース料1,000万円、大体これが300台のリース料ということで解釈でよろしいんでしょうか。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） 庁内情報化の機器リース料につきましては、先ほど300台のリース料とネットワークの機器のリース料とか、またほかのシステムのリース料も含めて職員が個人のパソコンとともに必要な経費ということで御理解頂きたい。

委員長（大川弘雄君） 決算の方で申し上げます。

今田委員。

委員（今田佳男君） 機器リース料、リース、パソコンの利用状況というのは一度再考頂いた方がいいんじゃないかと。庁内のパソコンですから個人のものは基本的にないのだと

思うんです。だから、皆さんで共有してもいいものもあるんじゃないかと。すると、全部の台数300台というのが本来本当に必要なのかどうかということは一度考えて頂いたらと思いますので、検討頂けますか。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） 当然この300台も不必要なものではございませんので必要に応じましてということと、中途から職員の増減等がありましたら対応できるようにということもございますし、不具合が出た場合の修繕の期間の取り替え用等もございますので、その点は適切に設置を致したいと思うところです。

以上です。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。

それでは、133ページまではよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 134、135ページ。

松本委員。

委員（松本 進君） 135の庁舎整備等の公共施設の再整備に関する経費というのがありますけれども、これも公共施設の基本計画、再整備の基本計画の策定という委託料なんですけれども、これは資料というのか、それは議員配付をお願いできるんでしょうか。これは委員長の方への相談なんです。この基本計画をつくっていますよね、この委託料、この27年度に、この予算見たら。この分で全部内容を詳しく見ていないから、そういう資料要求をここでお願いできるのかなと、したいなということなんですけど、どうですか。

委員長（大川弘雄君） 委託料。

委員（松本 進君） この中の……。

委員長（大川弘雄君） 実績の。

委員（松本 進君） そう。策定したものへの。

委員長（大川弘雄君） これの実績は、策定はどうなっているんです。もう終わっているんですか。決算と予算とがごっちゃになっているんですけれども。松本さん、それは予算で聞いてください。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） こちらの予算につきましては、26と27年の2カ年をかけて広島大学の方へ委託して計画策定の方を行っております。この計画内容の報告について

は、公共施設ゾーンの委員会の方を設置して頂いておりますけどその場において説明をさせて頂こうと思っておりますので、また今後そういう状況、場面をつくって御説明をさせて頂こうと思えます。

委員長（大川弘雄君） まだ途中ですね。

財政課長（沖本 太君） はい。

委員（松本 進君） いつごろですか。

財政課長（沖本 太君） 策定の方はほぼ完成しております。

委員長（大川弘雄君） ほぼ完成ですって。

委員（松本 進君） 報告は。

財政課長（沖本 太君） 報告は、また適宜日程を調整して……。

委員長（大川弘雄君） 特別委員会の方で報告をして頂きます。

財政課長（沖本 太君） 御説明をさせて頂ければと思えますので、よろしく願います。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。

それでは、135ページまで終わります。よろしいですか。

じゃあ、136、137ページ。いいですか。

竹橋委員、何ページですか。

委員（竹橋和彦君） 137の市税賦課徴収事務に要する経費から13番の納税勧奨業務委託料30万8,000円。これ何人ぐらいに委託されていて、その回収した報奨金なのか毎月払われるものなのか、その辺を教えてください。

委員長（大川弘雄君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） こちらは、滞納をされている方あるいは納付が多少遅れておられる方にコンピューターのシステムによりまして各家庭に電話を自動的にかけるというものでございます。ですから、これは年間契約になっております。数字の方はまたちょっと調べさせていただきます。

委員長（大川弘雄君） 件数を聞いたんでしょう。実績。実績を言ってください。

委員（竹橋和彦君） 音声なんですか、これ。

税務課長（向井聡司君） 音声自動何とかシステムというもので、大体1分ちょっと、1分20秒ぐらいで、払えという内容じゃなくしてお忘れになっておられるんじゃないですかと、もう期限が来ていますよというものでございます。

委員長（大川弘雄君） 皆さん済みません。予算特の方に行っていますから、決算の方で。結果とどうあるべきだということろまではいいですから。

これは何ですかというのは、それは予算で聞いてください。

委員（竹橋和彦君） わかりました。聞き方がまずかったので。

委員長（大川弘雄君） 竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） じゃあ、そういう中身のものであるんなら、職員でやった方がいいんじゃないですか。

委員長（大川弘雄君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 職員がやれば同じ内容ですので大丈夫と思うんですけども、土日、祝日等がございましたのでなかなかみんなが出て、それも何百件あるものを全てにかけるというのはなかなか難しいということもありましたので27年度まではそのようになっていたんですけども、28年度からは今のシステムを予算に上げておりませんので、今年度、28年度は少しみんなが手分けをして直接電話をしようという方向で今方針を変えて取り組んでいるところでございます。

委員長（大川弘雄君） 実績としては答えられるんですか。

税務課長（向井聡司君） 実績は今数字を持ち合わせていませんので、また……。

委員長（大川弘雄君） 後ほど。

税務課長（向井聡司君） はい。後ほど。

委員長（大川弘雄君） 実績を聞いて必要ないということですね。はい、わかりました。

今変えていますということですから、よろしくお願いします。

137ページいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 138, 139ページ。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 土地鑑定評価業務委託料85万6,892円。この業務内容、委託内容について説明してください。

委員長（大川弘雄君） 委託内容と実績と。

税務課長。

税務課長（向井聡司君） 土地評価業務委託料でございます。

こちらは、宅地の現状がそれぞれ違いますので、その現状を地域ごとに区別を致しまし

て、市街地宅地評価法とその他の宅地評価法によりまして評点数というのを出します。それを付設するための地域の見直しをする業務委託料でございます。こちらは、要は評価替えが行われる時にその評価はこの地点にしますよと鑑定士さんに評価をしてもらう委託料でございます。

委員長（大川弘雄君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） その子育て支援のところは、そこはまあ数字がばっと打っている、何ページも。ああいうものですか。

委員長（大川弘雄君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 評価ですけど、細かくじゃなくて、この地域はこれぐらい、ここを基点にして、例えばあと形状が悪いですとか道路が狭いですとかというのを今度は減点法でまたやっていくというような、固定資産税の場合はそういうふうになっています。

委員長（大川弘雄君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） これは何年に一遍とか期限を区切ってやっているのか。国の方の評価替えは5年ですかね。その内容を。

委員長（大川弘雄君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 固定資産税は3年に1度の見直しがありますので、周期的には3年に1度ということになります。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

ほかありますか。139まで。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 140, 141ページ。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 142, 143ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 次, 144, 145ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 次, 146, 147ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） なし。

148, 149ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 次が飛んで276ページお願いします。

276ページ消防から入ります。よろしいですか。276, 277ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 278, 279ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 280, 281ページ。消防はそこまでですね。

井上委員。

委員（井上美津子君） 281ページの防災情報発信事業委託料のことなんですけども、これの今の実績ということをお教え頂きたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） 決算書281ページの防災情報発信事業委託料でございますが、こちら2市1町で運用をしております登録制の防災情報メールというものでございまして、件数につきましてはまた後ほど調べさせていただきます。ただ、この2市1町で運用している委託料ということでございますので、防災情報メールでございますので、直近の件数はまた調べさせていただきます。

委員長（大川弘雄君） 後ほど。

総務課長（平田康宏君） 後ほど。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

井上委員。

委員（井上美津子君） 防災の分、また後で聞きます。

その2つ下です、施設整備工事というところで、これ告知放送の部分だと思うんですけども、今の現況とこの工事に対する情報を教えて頂きたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 現状。

総務課長。

総務課長（平田康宏君） こちらにつきましては、FM告知放送の設備整備というものでございまして、委員からお話ございました施設整備工事につきましては、こちら実際の全体工事費が7,257万6,000円ということでございまして、事業の概要につきましてはセンターの装置設備また告知放送端末、屋外拡声放送装置、監視カメラということ

で、これは27年度の事業を28に繰り越しておりますので完成につきましては28年度ということに致しております。

もう一点は、こちらの施設整備工事の上に測量設計委託料278万6,400円ございますが、こちらFM放送設備整備に係る実施設計の委託料というものでございまして、こちら施工管理業務等を委託しているということで、こちら27年度事業を28年度に繰り越しておりますので完成は両方とも28年度ということでございますので、今年度中にはどちらも完成するという予定でございます。

あと、内容につきましては、告知放送端末を公共施設に45台、屋外拡声放送装置、こちらの方を20台ということと監視カメラを4台設置するというので市内各所へ必要に応じまして、現状サイレン等もございまして、そちらの方の施設場所を活用致しまして効果的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 今のところ来年3月31日をもってということではあると思うんですが、やはりいろんな機器を設置するためにはそれぞれの、ここに測量設計をされているということできちっと対応ができていないかと思うんですが、これをもって防災に関するものが全てとは言わないかと思うんですがなるべくならそれに対応できるような、そういう設備にして頂きたい。この年度ではあるんですけども、よろしく願い致します。

委員長（大川弘雄君） ほか、いいですか。281ページ、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 336に行きます。336を開いてください。

公債費。よろしいですか。

336, 337。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 以上で終わりです。

財政課長（沖本 太君） 一般会計で答弁漏れが。

委員長（大川弘雄君） 答弁漏れを行きますか。じゃあ、済みません。ここまでとして答弁漏れの部分をやっていきます。

財政課長。



財政課長（沖本 太君） それでは、地方交付税のところでは基準財政需要額に対する生活保護費の算入のことについて御質問頂きまして、答弁できなくて申しわけございませんでした。

生活保護費の算入については、生活保護の受給者数がもともとなっておりまして、その人数について本市において減少はしておりません。ただ、基準財政需要額に算入できる額が減少していることについては、補正係数によってかなり減額になる調整が働いているというような状況でございます。

続いて、65ページの美術館の入館費のことについて御質問頂きました。

984名常設展に入場して頂いております。200円の入館料ということで、額については984の入館者に対して200円を掛けた額と一致していないのは、一部減額なり免除のある方がいらっしゃるのだと、そのように認識しております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 今田さん、いいですか。

今田委員。

委員（今田佳男君） 大体1,000人ぐらいと、年間で。ここは75歳以上18歳未満の方は、無料なんですよね。

去年はもう1ページ前の特別展がありまして、これかなり好評で来られたのだと思うんです。今、単純に1,000人ぐらいでいくと、250日開館ということになると1日4人ぐらいになるんです。とにかく入館料を増やす方法を考えて頂きたいということでお願いいたします。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） そうですね。美術館については、文化の発信、情報を発信する拠点というふうに捉えておりますけど、いずれにしても費用対効果という部分については十分認識しながらこの展示内容等についてしっかり工夫を凝らして人を呼べるようなものということで担当課の方に申し伝えたいと思いますので、よろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） 脇本委員、先ほどの答弁でよろしいですか。

委員（脇本茂紀君） はい。

委員長（大川弘雄君） ありがとうございます。

それでは、答弁漏れの部分はあと一カ所かな、午後からまたやってもらうということで

午前はここで終わりたいと思います。

それでは、1時まで休憩とします。お疲れさまでした。

午前11時52分 休憩

午後 0時54分 再開

委員長（大川弘雄君） それでは、休憩を閉じて会議を再開致します。

午前中の井上委員からの質問で防災情報発信メール件数というところがまだでしたので、答弁をお願いします。

総務課長。

総務課長（平田康宏君） 済みません、決算書の281ページの中でございますが、防災情報発信事業委託料5万3,252円でございます。

こちらにつきましては、災害時における緊急かつ重要な防災情報をあらかじめ登録された携帯電話等にメールで配信するというものでございまして、件数につきましては800件というのが直近でございます。発信する内容は、気象情報等またあるいはJ-ALERT、前は北朝鮮のミサイル等ということでございます。

以上です。

委員長（大川弘雄君） ありがとうございます。井上さん、よろしいですか。

委員（井上美津子君） はい。

委員長（大川弘雄君） それでは、続きまして特別会計に入りたいと思います。

342, 43ページを開いてください。そこから行きます。

まずは、342, 43ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） なし。

344, 345。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） なし。

次。354, 総務費。354, 355, 総務費。

そこまで。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、公共用地先行取得, 397。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） ここはないですよ。

397から402はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、特会の部分はそれで終わります。

それでは、総務部関係は終わります。ありがとうございました。

それでは、企画振興部との入れ替えがありますので、しばらくお待ちください。

午後0時55分 休憩

午後0時59分 再開

委員長（大川弘雄君） それでは、休憩を閉じて会議を再開致します。

総務部関係が終わりまして、企画振興部等関係で行ってまいります。

まずは、113ページを開いてください。

113ページ、企画政策課一般事務に要する経費はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） ここはなし。

次が115ページ。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） 決算ですので、地域公共交通に要する経費、13の運行委託料、19の生活バス路線維持費補助金、19の地域公共交通活性化事業補助金の具体的な内容を教えてください。

委員長（大川弘雄君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） ただいまの御質問につきまして御説明を申し上げます。

まず、運行委託料につきましては、こちらは仁賀のデマンド交通に係ります運行委託料となっております。そして、19の生活バス路線維持費補助金でございますが、こちらは市域また関連市町を運行しております例えば竹原駅から中田万里であったりとか竹原駅からフェリー前であったり、また西条駅前から竹原駅、こういった市内また広域路線に対しまして生活交通の維持に係ります補助をバス会社に対して支払いをしているものでございます。キロ当たりの収入、バス経費に対しましてその運賃収入の差額、要は赤字の部分、この部分に対しまして補助を支出しているものでございます。そして、最後に19の地域公共交通活性化事業費補助金でございますが、地域公共交通活性化協議会が行っております事業に対しまして補助をしているものです。主なものにつきましては、1つは小梨の

デマンド交通に対しての運行補助金、そして竹原地域の公共交通の時刻表を1つのものにまとめたものを作成をしております。その事業経費に対する補助となっております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 運行委託料はデマンド交通ということで、さっきの地域公共交通活性化事業補助金の中にもこのデマンド交通に関する費用が含まれているということですか。1個ずつのことですね。

委員長（大川弘雄君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） まず、仁賀のデマンド交通につきましては、これは以前バスが運行していたんですけども、そのバス路線撤退に伴いまして市が直接運行委託をしているものでございます。小梨の部分につきましては、これは活性化協議会で小梨につきましてデマンド交通を入れましょうということが決まりましたので、活性化協議会の事業として事業補助をしているものでございます。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） わかりました。上が仁賀で下が小梨ということですね。

企画政策課長（松崎博幸君） はい。

委員（脇本茂紀君） もう一つ、生活バス路線維持費補助金ですけども、かつては多分国からか一定の補助がなされていて、その国からの補助が一定に撤退しているみたいな格好になっているのだと思うんです。そこらが今どの路線がこの維持費補助金の対象で、かつてはあったのだけなくなったものって今わかりますか。ちょっとわからないかな。

委員長（大川弘雄君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 何分少し過去を調べてみないとわかりませんので、この委員会中にもしわかるようでしたらまた後ほど御回答させて頂ければと思います。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。

企画政策課長（松崎博幸君） ただ、今現在この補助金につきましては、おおむね8路線の補助をしております。詳しくここで御説明をさせていただきますが、竹原中田万里間、そして竹原かんぼの宿竹原間、そして竹原駅からフェリー前間、中通からフェリー前間、そして竹原駅から安芸津駅間、竹原駅から近畿大学間、そして西条駅前から竹原駅間、三原営業所から中通間、この8路線を補助をさせて頂いております。金額につきましては、2、

130万4,877円となっております、ここの部分につきまして大分経常収支率が悪くなっております。トータルで見ますと48.35%、一番収支率が悪いところで言いますと竹原駅かんぽの宿竹原間なんですけど23.05%となっております。この補助を出すということも含めまして公共交通の利用というその促進について今後は検討していかなければならないというふうに感じております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

道法委員。

委員（道法知江君） よろしいですか。同じところになるんですが、地域公共交通に要する経費。

委員長（大川弘雄君） はい。

委員（道法知江君） 今先ほど言われていた今回の金額でいう経費の赤字部分というのは、金額的にはどれぐらいになるのですか。

委員長（大川弘雄君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） まず、経常費用の部分から御説明をさせていただきますが、トータルの総費用が1億3,348万8,000円、こちらがまず経常費用の部分となります。それに対しまして経常収入、これが収入の部分なんですけれども、6,453万8,000円ということになっております。ですので、赤字部分はこの差額ということになりますので6,895万円となりますが、そのうち補助金額につきましては2,130万4,877円支出をさせて頂いているというものになっています。

委員長（大川弘雄君） 道法委員。

委員（道法知江君） これ毎年赤字路線ということで、現実的に市民の皆さんから言われると、何も大きなバスに数人しか乗っていないというのではなく事業者自身の企業努力という形で例えばその大きさを変えとか、そういった工夫はなされないのか。また、高速バスとは全然、これは路線バスですから違いがあると思うんですけども、高速バスに関しては広島の方に向かったり結構利用者が多いという、竹原市の中を見てもそういう状況があると。何年も何年も至ってずっとこの地域公共交通に関しての補助というのが相当額毎年支出されていると。目に見えるように、市民がわかるようにその補助が活用されているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君）　まず、公共交通の利用の促進がなかなか顕著に伸びていないという部分について御説明をさせていただきます。

これは、まず1点目という部分なのですが、やはり車社会、車を活用して地域で活動していらっしゃる方がたくさん増えてきたという部分が1点目です。2点目としますと、交通事業者につきましては赤字路線については撤退してもいいというふうにある程度規制緩和がなされてきたという部分、また価値観の多様化という部分もございまして、例えば公共交通に乗りたくないという方も中にはいらっしゃるのではないかとこのように考えております。

今後どのようにこれを伸ばしていくかという前に、人口減少がこれから進んでいく中で道法委員がおっしゃられている御指摘の部分については重要な観点だろうというふうに我々としても考えております。今、国の方で法を2年前に少し改正を致しまして、地域公共交通網形成計画というものを策定できるようになりました。この計画については、策定までハードルが高い計画となっております。地域の公共交通の再編をさせ持続可能な公共交通網を形成していこうというものですので、まずはまちの今後、将来のあり方、また地域公共交通の現状、そして公共交通空白地、公共交通機関が例えば自分が住んでいるエリアから、もしくはバス停、駅、こういったところからある程度何メートルか離れて、例えば400メートル範囲内なのか、例えば800メートル範囲内なのか、そこは公共交通が一応あるという前提で公共交通空白地を解消していくというのが策定できるようになりました。この計画につきましては、この28年6月末時点で全国で100カ所程度今計画を策定しております。そして、この計画を策定しますと地域公共交通再編実施事業というのができるんですが、この再編実施事業までたどり着けた公共団体が何と4件しかないというぐらい難しいものになっております。

企画政策課と致しましては、国の運輸局の方に出向きまして、この地域公共交通網形成計画が策定できるのかどうか今意見交換をさせて頂きまして、また実を言いますと明日なんですけれども、広島工業大学の地域公共交通に見識がある大学の先生にお話を伺うような形となっております。こういう周辺情報を活用しながら、また地域公共交通の全体の利用を上げていくためにどういう形が望ましいのか専門家の意見も活用しながら今後努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（大川弘雄君）　道法委員。

委員（道法知江君） いろいろと町内を走る公共的なものの利用ということに関しては、例えば今34%以上高齢者の時代になってきているという状況もあって、免許証の返納制とかということも議論されるのではないかとこのように思います。それと当然引き離せないのは福祉バス、これは少々違うものではあるとはいえども、これだけコンパクトなまちであれば当然そういうものも含めた上で総合的に検討していかないといけないのではないかと、買い物難民とか福祉バスを利用する方々が果たして福祉だけの目的ではない、そうであってもいいのではないかと。これだけの高齢者が増えてきている以上は総合的にいろいろ検討して頂くのが企画課の大きな仕事ではないかなと感じております。

先ほど言ったように全国では空白地の策定事業として28年度からあるということですので、未来的思考、今回は決算ですので27年度の決算の状況からすると、もう何年も何年も何十年もいろんな手だてをしながら、小学生にバスの乗ったり降りたりを経験させようとか、そういうことも企画をされたりとかありましたけれども、ここに至って何の変化もないということは、それだけの税金が投入されているということを考えますと、もう何とかしてほしい、公共交通をという市民感情としてはあるのではないかなというように感じますので、全国でたった4件しかない、けども何とか食い込めるように、またそういった近いような事業があればそこには是非名乗りを上げて頂いて、福祉の方面または買い物難民、産業的な支援、そして公共交通といういわゆる地域の足というものを全部総合的に検討して頂けるような企画が大変必要ではないかなというふうに思いますので、是非努力して頂ければなというふうに感じております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。答弁はいいですか。

委員（道法知江君） いいです。

委員長（大川弘雄君） それでは、ほか広報広聴はいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） では、そこは終わります。

116, 117お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 118, 119。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 120, 121。なし。

委員（松本 進君） 121 あったのかな。

委員長（大川弘雄君） 地方創生。これ誰。

委員（松本 進君） 私、いいですか。

委員長（大川弘雄君） じゃあ、119ページ開けてください。

松本委員。

委員（松本 進君） 119の地方創生の分で調査等委託料とかの委託料がいろいろ何件か組んであって、空き家対策とかいろいろ委託料を組んでいます。今年度そういったいろいろ調査をして、地方創生ですから1つは空き家対策とかいろんな事業をやって竹原市での仕事が増える、そういった経済の活性化、そういうことにつなげるためのこういったいろんな調査をして、それから今度は今年度そういった段取りになるのではないのかなと思うんですが、ここにいろいろ項目があります、地方創生ということですから、1つはこういう人を増やす期待になるとか仕事が増えるとか、そういった分の大枠の分は各事業との関連がありますから説明は地方創生、地方のにぎわいという意味で空き家対策をやって今調査して、これはできればこういった仕事が増える、竹原が活性化になるという中の一つだと思うので、ここにいろいろ項目があるからその説明をしてもらえますか。

委員長（大川弘雄君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 松本委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、地方創生に要する経費なんですけれども、これの概略を説明をさせていただきます、個別にお答えさせて頂ければと思います。

まず、13番の調査等委託料という部分につきましては、これは昨年度地方創生の推進に係ります創生総合戦略の策定、また竹原市人口ビジョンを策定するに当たりまして調査等委託経費を執行させて頂いたものになっております。

以下、ICT教育支援業務委託料また外国人観光客誘致アクションプラン策定委託料、次のページの農林水産物未来創造プラン策定委託料、空き家等対策調査委託料、また一番下にあります地域資源活用戦略策定支援事業補助金と、こういったものが具体的に地方創生の初年度ということもございましたので、準備を含めまして事業を実施させて頂いたところであります。

まず、ICT教育支援事業、これにつきましては市域小中学校にタブレットを導入致しまして地方創生を図っていこうと。教育という観点で地域に人をつくる、こういった部分でその人材を育成していく新たな教育方法ということの土台といいますか環境を策定して



いくために補助金を取らせて頂いて、このような形で委託料として実施をさせて頂いたものでございます。

続きまして、外国人観光客誘致アクションプラン策定事業ですけれども、これは今年の1月や2月、このころにちょうど事業をさせて頂いたかと思いますが、今竹原の大久野島の方に諸外国からたくさんの外国人観光客が来られています。しかしながら、大久野島に行くばかりで市域の他の主要観光地、町並み保存地区の方に人が来ていないと。こういう現状がございましたので、具体的には留学生や広島大学の留学生の方々に手伝って頂きまして外国人目線で町並み保存地区にその可能性があるのかないのか、これが観光消費額の増加につながる事業ができるのではないかと、こういう視点で外国人の方々から意見を頂きまして、観光の振興を図る策定事業となっております。

続きまして、農林水産物みらい創造プラン策定、ここの部分につきましては農林水産業が衰退と申しますか生産者の所得が上がらないと、こういった部分がございましたので、具体的にどのように生産者の所得向上に向けた戦略を策定するための経費となっております。これについては、農林水産物が地域内また地域外で消費をされれば農林水産業者の所得が向上する、こういったものの課題を明確にするために策定をさせて頂いたものとなっております。

続いて、空き家等対策調査委託料でございますが、市域におきましてはおおむね1,500程度の、この調査に基づきまして空き家があることがおおむね判明を致しました。今現在、所管は都市整備課の方になっておりますけれども、具体的に次のステップと致しまして各所有者の方にアンケート調査を実施を致しまして、この空き家をどうしたいのか、活用したいのか、もしくは売り払いたいのか、こういうニーズの調査を今現在しているところでございます。そういう調査をしていながら、空き家を活用する、また空き家を解消していくというところで地域経済に何らかの貢献がなされるものではないかというふうと考えております。

済みません、私からは以上です。

委員長（大川弘雄君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 済みません。補足をさせていただきます。

地域資源活用戦略策定支援事業補助金でございますが、これは本市の特産品につきましては25年度、26年度、27年度、昨年度まで竹原ブランド開発推進会議におきましてタケノコ、ジャガイモ、キャンベル、この3品目を重点品目としてPRとか商品開発とか

というようなブランド化に取り組んできたところでございますが、まだやはり認知度が低いですとか商品供給が安定しないとか魅力に欠けるとか、課題がたくさんございます。こうした課題解消に向けて改めて本市の1次製品の掘り起こしを行いまして、その製品の魅力化といいますかブランド化を進めながら販売方法ですとかPR方法の戦略を策定するというものの補助金でございます。具体的には、この製品の掘り起こしを致しましてふるさと納税の返礼品の充実に向けて取り組んだというようなこともございますので、いずれにしましても農業者、漁業者の所得向上に向けて取り組むための補助金ということで御理解を頂ければと思います。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） この地方創生で質問したのは、決算と外れるかもわかりませんが、先日担当大臣が発信されていて、地方に根差した、結びついたような取組をしないと、空き家対策というのはいろんなところも全部やっているわけですから、それと調査をしたのはいいのだけでもそれを例えば町並みの空き家とその観光客とかいろんな地域の資源として結びつけるような取組、それがないと持続しない。先ほど言った大久野島の分では外国の方の意見を聞いたりとかというので町並みの方に来てもらうような取組を基本としてやられるということでいろいろ意見を聞いて、それを今やっていると思うんですが情報発信して竹原の町並みの魅力を伝える、そこをやれば来るのかどうかとかいろんな取組の課題があって、気になったのはこの空き家対策の調査をやって、さっき言った1つの例は町並みの地域の空き家なんかを重点的に活用というか、観光とか商売とかいろんな活用なんかに結びつけていくのが今年度かもわかりませんが、そういったつながりができるのかなということで聞きましたので、そこら意見が、具体化があれば関連で。

委員長（大川弘雄君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） その部分につきましては、松本委員がおっしゃるとおりかと思えます。地方創生の交付金を活用して、じゃあそれを次にどうつなげていくかというのがやはり重要だろうと。その部分につきましては、今年度6月の定例会におきまして補正を上げさせて頂いたかと思うんですけれども観光振興の交付金になっておろうかと思えますけれども、まずはこの外国人目線で策定を致しましたこの戦略をどういうふうに変現をしていくのか、ここの部分はその6月の補正の予算の中に載っております。具体的に申しますと、竹原市域の観光地を結んでいく際にその拠点を例えば空き家であったりと

か古民家であったりとか、こういったものを使っていきたい。じゃあ、その古民家の中で  
どういうものやっけていくか、ここの部分については具体的にコンサルティングのプロの  
会社に頼みまして企画提案を頂こうと。また、情報発信の部分につきましては、やはり外  
国人観光客ということもございますので多言語化や観光のホームページのリニューアルを  
含めまして、この秋以降徐々にではあります形となって見えてこようかと思っております  
ので、どうか温かく応援を頂ければというふうに考えております。

以上です。

委員（松本 進君） 一言、最後に。

委員長（大川弘雄君） 一言ね。

松本委員。

委員（松本 進君） 例えば空き家の分で古民家の活用というのがあったので、それは確  
かにいろんな専門家とかいろんな地域の意見を聞いて、竹原市が元気になるような、お客  
さんが来たりとか商売するにしても古民家の活用とか、そこらを是非結びつけてほしいな  
というふうに思います。意見。

委員長（大川弘雄君） という意見ですね。

そこではほかにありませんか。地方創生、終わります、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、次は129ページ。

広島空港整備事業、これに対しての質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） なし。そこまで終わります。

次が169ページ。民生費。

じゃあ、負担金のところだけね。

副委員長（堀越賢二君） この中の負担金だけ。

委員長（大川弘雄君） 負担金だけ。ここはいいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、212ページ開けてください。

212の労働諸費。212から215。

212、13行きましょう。212、213いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、214、215。青少年ね。そこないですか。

労働諸費いいですか。

委員（道法知江君） 労働諸費いいです。

委員長（大川弘雄君） じゃあ、次の215。

勤労青少年ホーム費。いいですか。そこまで終わりますよ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 次は、農林水産。216ページ。

農林水産の最初が農業費です。農業委員会、農業総務、農業振興。

いいですか。質疑のある方。

218、219。ここまで締めていいですか。総務費ね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 次が農業振興費、220、221。

高重委員。

委員（高重洋介君） それでは、221ページの地域おこし協力隊についてお聞き致します。

地域おこし協力隊です。これまでの実績、いろいろと活躍をされておられますが、どんなことをやってきたか。また、たくさんいろんな資格とかも取られていると聞いておりますので、実績をお伺い致します。

委員長（大川弘雄君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 地域おこし協力隊に関する質問でございます。

地域おこし協力隊につきましては、総務省が所管する取組の一つでございまして、地域外から人材を積極的に誘致しましてその定住、定着を図るということで、意欲のある都市住民のニーズに応えながら地域力の維持強化を図っていくと、こういったことを目的にしている事業でございます。総務省の支援としましては、協力隊員1名当たり1年間で人件費が200万円と活動費が200万円、この合計400万円が特別交付税として措置されるというものでございまして、竹原市では小梨町の方に2名今委嘱をしているという状況でございます。その2名の方につきましては、活動の成果といいますか何をやってきたかということでございますけども、まず農林水産業分野のうち主に農業振興のための活動協力ということで担い手となる農業生産活動の支援、また農林水産物などの地域資源を活用した商品開発、また販路拡大の支援、また地域の自治会活動等地域活動等の支援、こうい

ったことを小梨町に住居を構えて頂いて、住民票も移して頂いて活動して頂いているという状況でございます。

それから、資格でございますが、1人の方はまだ2年にならない、もう少しで2年になります。それから、もう一人の方が1年と半年ぐらいの期間でございますけども、資格としましては、まずやはり農林水産業で鳥獣被害というのは非常に大きな課題でございますので、そういったわな猟の免許を取得されています。また、野菜ソムリエの資格ですとか食品安全衛生の資格、こういったものを積極的に取って頂いています。それから、チェーンソーですとか草刈り機などの安全技能講習、こういったものにも参加されて、すごく意欲的に活動をされているという状況でございます。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） 実績。

高重委員。

委員（高重洋介君） 小梨の地域を中心と言われるんですけど、私が拝見した限りは小梨の地域を中心に竹原全体のことをいろいろやって頂いているんじゃないかなと。例えば漁業なんかでも稚魚の放流とか、あとはアサリの掘ってはいけないところに看板をつくって頂いたりとか、確かに拠点は小梨ではあるんですが竹原全体のことをすごくやって頂いているのではないかなと。今ありました野菜ソムリエなどの資格を取って子どもたちを集めて野菜の教室みたいなのを開いたりとか、すごく竹原市のためにやって頂いていると。また、反面、地域振興のために、今ちょうど稲刈りの時期ですが、女の人ですけど一生懸命稲刈りにも参加して地域の人と一緒にやって頂いている。また、稲刈りということは田植えもそうなんですが力仕事もやって頂いているということで、先ほどの課長の中で現在2年、もう一人の方が1年半というところですが、実際これ来年の10月で1人の方が任期が切れます。地域協力隊は3年というくくりの中で、今後どのように考えているのか。期間が切れた時に竹原市として今後どのように地域協力隊の方を援助というか補助、例えば嘱託員であるとか、今後も定住をして頂くために、定着をして頂くために何かの形で残って頂くのが本人のためでもあるし、地域のため、竹原市のためでもあると考えますが、その辺はどのような考えですか。

委員長（大川弘雄君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 今、高重委員さんがおっしゃられましたように、確かに今住居は小梨町でございますが、いろんな市全体のことに御尽力頂いております。先ほど委

員さんの方からございましたように竹原市に定住，定着をして頂くということが大きな目標でございまして，また我々産業振興課としましても農業の担い手の育成ということも，これも大きな目標でございますので，そういったことにいろんな面で関わって頂いているというふうに思っています。

それで，先ほど御紹介ありましたようにこの地域おこし協力隊の制度が国から特別交付税で頂けるのが3年間ということでございますので，このままいきますとお一人の方は来年の9月末で交付税措置は終了すると。もう一方が再来年の2月末で終了するというところでございます。そういうことでございますので，我々としてはせっかく，今20代，30代のお二方でございますが，非常に若いということもございますし，すごく意欲も持って竹原市を非常に気に入って頂いて活動して頂いているということでございますので，来年度以降につきましてはできるだけ竹原に定着して頂いて，竹原に住んで活動して頂きたいという思いは強く持っております。また，そういう予算的なことにつきましては，これから来年度の予算要求の時期になりますので，その中でどういった方法で支援していくことができるかということについてはしっかり検討していきたいと考えておりますので，よろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 是非今後も支援ができるようお願いをしたいと思えます。本人たちの考え方も大事な部分があると思うので，その辺のことはよくよく話を煮詰めてやって頂きたいと。いずれは業務委託といいますかアウトソーシングといいますか，そういう形で本人たちが自立して竹原で業務ができるようなことも必要なのかなというふうな思いもあります。また，せっかくこれだけいい例ができたと思えます。全国を見ても，いい例もあれば悪い例も地域協力隊の中ではあります。今後，また違う地域でこういう活動をして，竹原のそういった中山間地，農林水産業が栄えるようにどんどんとまた違う協力隊を，例えば安芸高田であればかなりの，10人ぐらいの人数の協力隊がいるということなので，多ければいいということではないんですが，せっかくいい例ができたので，どんどん進めていかれてはどうかなというふうな思いがありますが，その辺についてどう思われているかをお願い致します。

委員長（大川弘雄君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） ありがとうございます。地域おこし協力隊につきましては，このたびは主に農林水産業の振興というような観点から募集をさせて頂いたわけでご

ございますが、今後につきましては同じように農林水産業の振興、担い手の育成というような観点もあると思いますし、またそういった農業だけに限ったことではなくて例えば商業とかそういった面でも募集することもできますし、また様々な分野で全国的にも募集もされて活躍もされておられるという例もございますので、そういった例も研究しながらまた検討はしてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

それでは、農業総務費のところはそれで終わりでもいいですか。

次は、221ページからの農業振興費に入ります。

道法委員。

委員（道法知江君） 農業振興対策費の中の19の竹原ブランド開発推進なんですけれども、これは商工連携で平成24年度から推進会議が立ち上がって、ずっと食を通じて売れるものをつくろうというふうに検討されてきたと思うんですけれども、この27年度の当初予算の時に酒かすを使った漬物とかスイーツというものを検討するというふうな話だったと思います。この平成27年度というのは、「マッサン」効果でかなりたくさんの観光客の方、来訪者が多かったと思うんですけれども、異口同音にしていわゆる竹原の特産品がないのだというふうに言われておりました。何を買って何をお土産にして、竹原といったらこれよというような食べるものがないねというふうによく言われているんですけれども、24年度からずっと続けて推進会議を立ち上げて竹原ブランド開発をしよう。結局、今に至るまで何が特産品になっているのかを教えてくださいたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 平成25年度から平成27年度、3年間にかけて竹原ブランド開発推進会議へ負担金という形で支出をさせて頂いております。この竹原ブランド開発会議の活動でございますけれども主に4つございまして、先ほど御紹介のありました産品の開発事業、それから体験事業、それから交流事業、広告宣伝事業というふうに4つ事業化しまして取り組んできております。

竹原の特に農産物につきましては、産地化をしているような産品もございまして、ただ多品種少量生産といいますか、なかなか生産量が安定しないというような課題がございます。その中でも先ほど申し上げましたようなタケノコ、ジャガイモ、ブドウについては一定の収穫量が見込まれるということでございますので、この3つについて重点品目ということで取組を進めてまいりました。

なかなか先ほど御紹介のあった酒かすを利用した漬物ですとかスイーツというのは、試作品というところまでは行ったんですけども商品化までには至らなかったというようなこともございます。今のところそういった商品化、食、料理のメニューとしてある程度売り上げ等もなされているものにつきましては、竹原いもたこカレーですとか竹原たけめしですとか、あとタケノコと竹原のジャガイモと峠下牛のコロッケを使った竹原バーガーですとか、そういったようなものは一定にはできております。ただ、先ほど道法委員の方からありましたお土産物、そういったものについてはなかなか商品化まで至っていないというのが現状でございまして、今後そういったものにも我々としても、一旦竹原ブランド開発会議については解散を致しましたけども、まだそういう取組については引き続き市としても取り組んでいかないとはいけませんので、努力してまいりたいと思っております。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） それでは、農業振興費に関わって、先ほどこの222ページにはいろいろ事業が展開をされております。それと、私、決算の資料要求も致しました。現在の竹原市の状況についてなんですけど17ページに資料があって、特に販売の各戸数、規模別の販売農家はどうなっているのかと、年齢構成とか、その次のページには一番下の農家所得の推移という資料も求めましたが、これはないということでした。

それで、こういった事業を展開されてきて、お尋ねしたいのはこれは2年前の2014年、平成26年の竹原市の農業振興計画書というのがございます。ここの中を見ると、農業経営規模というのが年間農業所得1戸あたりおおむね450万円、こういった水準を確保できる効率的、安定的な企業的経営体、これは企業的経営体というのは個人も入っています、個別も入っています。ですから、要するに450万円の農業所得を得るような効率的、安定的というんですかね、これは現在竹原市は何戸こういった該当者、450万円を所得を得るような農業というのが何戸あるのか。それで、想定としてはその経営規模、農地の規模というのはどういったことを、何ヘクタールぐらいの想定をされてやっているのかと。この資料では、御存じのように要するに1ヘクタール未満がほとんど87%を占めています。1ヘクタールから2ヘクタールは35戸で、その販売農家の10%しかありません。ですから、3ヘクタールから10ヘクタールまでの1戸ということで、何ヘクタールか個別にはわかりませんが、3ヘクタールから10ヘクタールが一番大きくて1戸というような竹原市の規模です。ですから、ここの農業振興計画にあるような450万円を



目指す個別の農業というのは実際何戸あるのかということと耕作面積ではどういった規模の分を育成するのかということを端的にお尋ねしておきたいと。

委員長（大川弘雄君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） お答えを致します。

先ほど松本委員さんから御紹介のありました農業振興計画の経営規模、農業所得450万円以上というところがございますが、これについては一定には認定農業者というような形で5年間の農業経営の計画を立てて頂いて、その目指すところが年間所得450万円以上の経営計画ということになります。そういった認定農業者になられると、有利な融資ですとかまたそういった融資に対する利子補給制度を活用できるですとか、あとまた国等の支援というのを受けれるというようなことがございます。こういった認定農業者でございますが、現在市内にはちょうど10戸、法人も含めまして10件ということがございます。新たに昨年度2名、45歳以下の方が農業を始めたいということで2名の方が認定農業者に申請をされて、その計画を市の方が認定をして県の方に申請をしたというようなことで、昨年からいうと2名増えて10件になったということがございます。

それから、農業所得を上げるために農地の面積の想定ということがございますが、農業経営される場合に作物いろいろございますので、例えば水稲でしたらかなり広大な面積が必要だと思いますし、園芸作物ですとハウスとかというようなものをされればそんなに水稲ほど大きな面積は要らないというようなことがございますので、一応面積の想定というものはその中では特にはうたっていないといえますか、面積での想定というのはしていないという状況でございますので、よろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） じゃあ、今話の分では今年の申請2件を含めて10件の認定、法人と言われましたけども、10件ということで、その中の、10件の中の個別の、1つの個別の経営体になっていますから、対象になっていますから、その10件の中の法人を除いた個別の農家、経営体は何件あるのかどうかということと、その450万円を所得を上げておられる個別の農家で耕作面積とか作物は何をつくられているのかということをご参考聞いておきたい。

委員長（大川弘雄君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） その10件の中に田万里の農事組合法人さんと小梨の農事組合法人さんがございますので、その2件を引きますと8件ということになりますが、済

みません、記憶が不確かなものですから後で詳しく回答させて頂ければと思うんですが、作物につきましては、例えば花卉ですとか、花です、菊とかバラとか、そういう花卉を生産されて出荷されているという方もいらっしゃいますし、あと今回昨年度新規に申請をして認定された方につきましては、これは個人ですけども、シイタケを栽培される方とアスパラガスとか薬物野菜を生産をされて出荷されるという方、作物については様々ございます。済みません、後ほど件数については御回答をさせていただきます。

委員長（大川弘雄君） いいですか。後でね。

じゃあ、農業振興の部分ではよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、そこを終わります。

次が畜産業費、222, 223。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 次は農地費、222, 223の中の5番だけ。5番、生活改善センター。

副委員長（堀越賢二君） 227。

委員長（大川弘雄君） そこはいいですか。227のところね。なし。227, いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 次行きます。

林業費、228ページ、229ページの一般経費に要する経費です。

林業の振興費の方の鳥獣被害に対する経費。229の下の段です。

振興費はいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、そこを閉じます。

じゃあ、水産業、232ページ。

松本委員。

委員（松本 進君） こども資料要求16ページにしていまして、漁獲量のことを資料要求して、平成15年から2013年、14年で見ると激減した漁獲量になっています。そこで2点ほど聞きたいのは、ここにも所得の状況も把握されていないわけですけども、1点だけ聞くと、先ほど言ったような竹原市の振興計画は作成されてありますけれども農

業の振興計画というのは見たことがないんですが、こういったものが作成されていたらあれだし、なかったらなかったでいいですから簡潔に説明。

委員長（大川弘雄君） 農業。漁業。

委員（松本 進君） いやいや、農業はあるけども、漁業の計画はあるのかどうか。なかったらそれでもいいんですけど。

委員長（大川弘雄君） 漁業の計画はありますか。

産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 漁業だけの振興計画というのは策定しておりませんが、農林水産業全体のアクションプランという行動計画については作成を致しております。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） なしでいいですか。よろしいですか。ちょっと待って。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 漁船保険76万8,419円,233ページね。これ今何隻で幾ら今補助金を出しておられるのか。それと、広域カキ殻処理対策事業負担金27万円。1個ずつですか。

委員長（大川弘雄君） じゃあ、1個ずつ。

産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 漁船の保険の何隻かという、済みません、今手持ちに資料がございませんので、後ほど調べまして回答させていただきます。申しわけございません。

委員（宇野武則君） 今、竹原はカキ屋なんか全然1軒もないのだが。

委員長（大川弘雄君） カキの方は。

委員（宇野武則君） カキ殻の。27万円負担金のような形で。

委員長（大川弘雄君） じゃあ、カキ。

企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 広域カキ殻処理対策事業負担金には、カキ打ち場が竹原市には2軒ございまして、今までが海田町にその処理場があったのが満杯になりまして、昨年度江田島市に新たにそういうカキ殻の共同処理場をつくるということでカキ打ち場がある市町が応分に負担するという事業でございます。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

委員（宇野武則君） はい。

委員長（大川弘雄君） それでは、水産業振興費のところはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 締めます。

商工費に入ります。234ページ。

234, 235。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 236, 237。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 238, 239。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 240, 241。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） ここまでいいですか。商工費。

商工観光まで。いいですか。239の下ですよね。そこまでいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、240, 41です。商工観光。

その次が242, 243。これで商工観光終わり。

道法委員。

委員（道法知江君） 243ページ、消費対策に要する経費、19番プレミアム商品券の販売事業補助金。これの内訳、実績、効果を教えて頂きたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） プレミアム付商品券の状況でございます。

昨年度7月に販売を致しまして、販売総数が1万5,500セット、発行総額で1億8,600万円という商品券でございまして、1人5セットまでという限定で販売をさせて頂きました。プレミアム率は20%で、この20%額については国から補助を頂いて発行したというものでございます。利用開始が昨年7月1日から10月末までの4カ月間ございまして、参加店舗は市内241店舗に御参加頂いて市民の方に利用して頂いたということでございます。最終的に1億8,600万円の発行額に対しまして換金されたのは1億8,545万1,000円、利用率としましては99.7%ということでございました。この差し引きの額につきましては、国の方に返還をしたというものでございます。

実績のうち、どのあたりで消費をされたかということでございますが、このたびは発行枚数のうちの半分を地元店、地元の中小店舗での利用ということで2種類、共通券とそういう地元店というふうに分けさせて頂いて発行致しましたということもございますが、店舗種別では中小の店舗の利用が比較的多く、67%でございました。業種別で言いますと、やはり小売業が非常に多くて87%を占めていたということでございます。いずれにしましてもこの約4カ月間の間に1億8,500万円余りの消費が喚起されたということで一定の効果があったというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） 道法委員。

委員（道法知江君） ありがとうございます。20%だけじゃなく、国からのものだけではなく、例えば竹原市として、本市としてももう少し上乗せして、その分を市域で使って頂くというような、そういったことも今後はいろいろ発想の転換等も必要ではないかな、確実に竹原市内に落ちてくるというもののプレミアム商品券ですので、国の動向を見るとこれからもそういったものがあり得るのかなというように感じますので、今後はそういった点についてもしっかりと検討して頂ければなというように感じております。

以上です。いいです。

委員長（大川弘雄君） 答弁をもらいましょうか。

委員（道法知江君） もし頂ければ。

委員長（大川弘雄君） 答弁をお願いします。

産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） ありがとうございます。このたびは国からの指示もございまして商品券を購入された方についてアンケート調査もさせて頂いております。この商品券に御自分のお金を上乗せして高額商品を買われたというような方もいらっしゃいましたし、普通の日常で消費される生活用品を購入されたという、様々いらっしゃいました。その中で、商品券の額面が1,000円券だったということがありますが、もう少し例えば500円券ですとかそういったものもあれば利用しやすかったですとか、あと商店街の方に買い物に行かれているんですけども商店街の方のお店、言いにくいんですが利用しづらかったですとか、そういったようなものですとか、もう少し店舗の方にこの商品券以外にもプレミアムをつけてほしてほしいとか、様々アンケートの中では御要望とかもございましたので、道法委員さんの御指摘のことも踏まえまして今後こういった事業に取り組む際には

検討させて頂ければというふうに思っております。

委員長（大川弘雄君） 検討をお願いします。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 243ページです，観光協会補助金672万円。この内容について1点だけ。

委員長（大川弘雄君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 市観光協会の補助金672万円でございますが，これは観光協会の事務局職員の人件費がほとんどでございます，あとはいわゆる事務経費，そういったものを積み上げた額となっております。よろしくをお願いします。

委員長（大川弘雄君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） 観光協会が駅前に行ってから相当忙しい面もあるんですが，どっちにしても観光行政の中心になっているんです。ここへは観光協会がこれからいろいろな事業に対する事業の補助金，これから課題になるわけですが，竹原市も観光観光言っているわけだからここらの今後要望をもうちょっと吸い上げて，一番先頭にいるわけだから，よその方の人間の意見を聞くよりはもうちょっと意見を聞いてもらいたいと思います。そこらを配慮して頂きたいと思います。いいです。

委員長（大川弘雄君） 意見を聞いてください。いいですか。よろしいですか。

それでは，今消費対策費まで入っていますので。

243ページの下まで。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは，地域活性化イベント事業費。

いいですか，244，245。

今田委員。

委員（今田佳男君） 今，宇野先生が観光協会のことを質問されて類似したようになるかもわからないんですが，3つほどイベントが上がっている。一番近いところでいくと憧憬の路の事業300万円，今年も近づいていると。これ補助金として出して，難しいところもあると思うんですけど，トータルで幾らかかって，収支を確認をされているかどうかということなんですが。

委員長（大川弘雄君） 収支の確認。

産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） この地域活性化イベントに要する経費，この3つのイベントについて補助金という形で出させて頂いておりますが，必ず実績報告書を提出して頂くように，これは全て実行委員会でございますので，そちらの実行委員会に対して必ず実績報告を出して頂いて，収支についても確認はさせて頂いております。

委員長（大川弘雄君） 今田委員。

委員（今田佳男君） さっき宇野先生のとダブるかもわからないんですけど，現場先頭とか観光協会の方などが一番よく，市の職員さんも関わられて，端的に言うと去年の憧憬の路で小学校の駐車場で500円駐車場を徴収したと。時間帯の問題もあったんですけど，町を歩きますと不評でして何とかならんかなというようなことも正直私聞いておりますので，ひとついろんな意味で検討して頂いたらとは思いますのでお伝えだけしときますので。

委員長（大川弘雄君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 竹まつり，夏まつり，憧憬の路，このイベントに対しての補助でございますが，各種イベントを実行する上で経費が年々増加をしていると。なかなかこの予算の範囲内で経費節減に努めながらやりくりをして頂いているという現状ではございますけども，この3イベントにつきましては市を代表するイベントでもございますし非常に多くの方にお越し頂いておりますので，厳しい財政状況の中でなかなか増額というのは難しい中で主催者の実行委員会の方におきましてはよりイベントも充実させたいとかというような思いから工夫を凝らして頂いています。その一つとしまして駐車場の有料化というのも取り組んでいるというところがございますので，そこについてはまた実行委員会の方にそういう御意見もあったということでお伝えさせて頂きたいと思っております。よろしくお願ひします。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

井上委員。

委員（井上美津子君） この3つのイベントを実行委員会ということではあるんですけどもやはり市主導という形でいろんなことをフォローして行って頂きたいという意味ではあるんですけども，この3つのイベントをしたことによって入り込み客数というのがどういふふうに変ってきているのかというのを教えて頂きたい。

委員長（大川弘雄君） わかるかな，入り込み。

産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 例年入り込み客数につきましては、済みません、天候によって左右される面がございます。例えば夏まつりにつきましては、今年はいい天気でしたので1万8,500人お見え頂きました。ただ、去年は強い雨が降る中を花火を上げましたのでその半分、9,000人だったと思いますが、の来場者だったということでございます。基本的にこの3つのイベントにつきましては、定着した市を代表するイベントでございます、多くの方に来て頂いております。どの事業も1日当たり1万を超えるようなお客さんに来て頂いておりますので、観光の振興といいますかPRになっているというふうに思っております。入り込み客数、済みません、詳細な数字というのは今持ち合わせがないんですけども、例年同様の人数で推移しているというふうに思います。

委員長（大川弘雄君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 例年同様というような状態で推移しているというようなことではなく、それ以上のものが入ってくるというんですか、観光客が増えるということを前提に考えて頂きたいかなど。先ほど工夫を凝らしているというふうにおっしゃっていたんですけども、アンケートをとるとか、そういう形で観光客のニーズ、そういうものを情報を得るということも必要ではないかと思うし、竹まつりに関しては町並み保存地区、あそこでやられている部分で、憧憬もそうなんですけども、皆さんの協力があつて観光客の方も増えてくるというような状況もあると思うので、地域の人にもアンケートをとって頂いてどういうふうにしたら観光客がたくさん来て頂けるのかというところも考えて頂きたいと思います。補助金を出すだけということではなく、そういうところも突っ込んでいってもらって観光客も増えてくるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（大川弘雄君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 確かにおっしゃられるように、大体例年同程度のお客さんに来て頂いている状況、そういう観光客の状況だというふうに思います。市の方としましても必ず実行委員会の中には入らせて頂いて意見を申し述べたり、また市の方にも要望等ございますので、そういったことで検討させて頂いたりというようなことでできるだけそれぞれのイベントの充実に向けて取り組まさせて頂いているというところがございます。なかなかアンケートというところまで今のところできていないというようなところでございますので、またそういった実行委員会の中でも関係者と一緒に検討させて頂きたいというふうに思います。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。



宇野委員。

委員（宇野武則君） この花火は、私は初めからやっているが、船の方も全部保安庁皆わかるんです、何隻来ているという。だから、町並みの主要な入り口は何カ所かわかっている。だから、今質問があったように数取器を持って大体推計できる。昔は皆3万人と言っていたんですが。3万人というたら入れないと言って私が文句言ったら、今ごろ少し数が下がったんですが。だから、熱海など相当正確に統計とっている。だから、統計とろう思うたらわかるし、毎年やることだから。年代別にどこがよかったか、どこが悪いか、どういように改善するかというのはアンケートを皆とっている。特に鹿児島は徹底的に商工会議所と市役所が全部出てから統計をとる、買い物幾らしましたか、何泊しましたかというような。そこで売上げの推計をする。だから、もうちょっと厳密にやれば、来るお客さんが何を要望しているか、何を来年伸ばしたらいいかというようなおのずから回答が出てくる。

だから、もうちょっと、1年に1遍だから。特に憧憬の路は物すごいボランティアが出るわけだから。こんな日当じゃ済まん、ほんまは。それは、全部竹の関係者が皆伐採からやってくれるから。だから、もうちょっとどこが不足してどこを伸ばせばお客さんがどういように喜ぶかのような問題も含めてやらないと惰性になって、今一番少なくなっているのは竹まつりだろうと思う。昔は歩かれんぐらいおったんだがだんだんだんだん、何が欠点かというたら食べ物よ。食べ物が300円ぐらいの味のないのを売っていたらつまらん。だから、もうちょっと手を入れて、竹原行ったらあれがあると、今のだったらよそで食べてくる、間違いなしに。私は30年ほど飲食組合おったから。そこらも全部含めてこの3大イベントを発展させるような基本的なものを考えんと。この食べ物だけは、私の言うことを聞いてみんさい。間違いなし。お客さん増える。

以上。

委員長（大川弘雄君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） ありがとうございます。今頂いた御提言を踏まえて実行委員会の中で検討させて頂きたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長（大川弘雄君） 予算化してくれないといけない。

そこまででよろしいですか。245の地域イベントで終わりですね。それでは、商工費を終わります。

次、8番土木費。

266ページあけてください。

その中の伝統的文化都市環境保存地区整備費の中の1番を除く。いいですか、1番以外。

よろしいですか。そこはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君）　じゃあ、次が。268，69。道の駅の管理です。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君）　終わり。じゃあ、終わってよろしいですか。

それでは、そこまでを終わります。

企画政策課長（松崎博幸君）　答弁漏れの部分がありましたので。

委員長（大川弘雄君）　企画政策課長。答弁漏れの部分をお願いします。

企画政策課長（松崎博幸君）　地域公共交通の関係で脇本委員から国の補助また県の補助がカットされたものについてどのくらいあるかという御質問だったろうというふうに思っております。

今、先ほど御説明をさせて頂きました8路線の中からいわゆる広域路線、竹原市の中で完結をしない例えば三原と竹原、また竹原と西条、東広島です、こういった路線につきましては国の国庫補助金がカットをされております。そのカット部分の額につきましては、西条駅前から竹原駅前、ここの部分で488万3,000円、また三原の営業所から中通、ここの部分については434万6,000円ほど国の補助の部分のカットをされておりますので、竹原市の方でその負担をしております。もちろん関係する市町、三原市、東広島市につきましても応分の負担をしているということとなっております。また、県路線につきましては、竹原駅から安芸津までのものと竹原駅から近畿大学までのもの、ここににつきましても額と致しまして157万2,000円余、また109万2,000円余、ここの部分を県の補助カット分と致しまして竹原市の方で負担をさせて頂いております。

説明は以上になります。

委員長（大川弘雄君）　脇本さん、よろしいですか。

以上をもちまして企画振興部等関係の質疑を終了致します。ありがとうございました。

それでは、10分間休憩を入れます。

午後2時26分　休憩

午後2時36分 再開

委員長（大川弘雄君） それでは、休憩を閉じて会議を再開致します。

これからは教育委員会の関係の質疑を行ってまいります。

それでは、119ページをあけてください。

副委員長（堀越賢二君） 総務管理費の4、企画費の中の3番市史編さん事業に要する経費についてお願い致します。

委員長（大川弘雄君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 市史編さんに要する経費の内訳というか具体的な内容を教えてください。

委員長（大川弘雄君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀信正純君） 市史編さんの関係で事業の内容ということでございます。

これについては、近現代、明治から平成にかけての市史ができていないということから、市史をつくっていくに当たり基礎データとなる芸南新聞の掲載記事から本市の該当事項の見出し、ジャンル、日付等をデータ化をしまして検索できるようにするものでございます。これについては、平成26年度から3カ年程度をかけてデータ化をしていくというものでございます。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 3カ年ということでこれは初年度、2年目か、1年目かいね。

文化生涯学習課長（堀信正純君） 2年目です。

委員（脇本茂紀君） 2年目ですね。進捗状況はどうですか。

委員長（大川弘雄君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀信正純君） 進捗状況になるんですけども、昨年度については大正2年から昭和40年までをデータ化したということなんですけれども、一部芸南新聞のデータがないということでその期間の中に15年度程度抜けているというところがございますので、今年度においてその抜けている部分については平成28年度の中でデータ化をしてやっていくということで、昨年度については大正2年から昭和40年までの一部をデータ化したと。今年度については抜けているところ、昭和7年から22年ごろにかけてのものがなかったということで、これについては中国新聞のデータ化を行っていくとい

うことで今年度でデータ化を行っていききたいというふうに考えているというものでございます。

委員長（大川弘雄君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） その芸南新聞のデータ化を3年かけてやって、なおかつ竹原市の近現代編というのをつくっていくというのは、どれぐらいのスパンを将来見通して今の芸南新聞の3カ年というのがあるのか。そこらあたりがどうもいつもはつきりしません。

もう一つは、例えば前回の近世編までは広島大学の先生を中心にして編さん委員を選んで実際につくっていくという過程がとられているんです。今回の場合は、例えば頼祺一先生が図書館における文書等の整理をされておられる。近現代の市史をつくることと例えば今の図書館にある近現代史の資料というものはどういうふうな関係を持っているのか。あるいは、この近現代史を編さんするに当たってはどういう人によって編さんしようとしているのか。そこらあたりの展望というか将来設計というのはどうなっていますか。

委員長（大川弘雄君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀信正純君） 今後の見通しということでございますけれども、なかなか昨年度からのお話をさせて頂いておりますように、市史をつくるのであればそれなりの体制とか専門家の方の意見を聞くとか、経費についてもそれなりの経費がかかるということで、なかなか今の状況ですぐというわけにはいかないというふうには考えております。ただ、その中で今の基礎的なデータを収集することによって今後市史編さんの取組をするに当たりましてはそれが活用できるということで、それについては今後も編さんするに当たっては取り組んでいきたいと思っておりますし、実際にはそういう図書館の中でもできるだけこういう取組については図書館だよりとかホームページとかで周知をしまして、できるだけ多くの方に活用して頂けるように周知も含めて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

委員長（大川弘雄君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 既に近現代史ができているものとしては広島県史があります。広島県史の編さんに関わってその竹原部分の資料やあるいは竹原部分の記述が相当されていると思うんです。そういうものもデータになっていないと、例えば芸南新聞のデータだけでは非常に部分的なデータにしかならないと思うんです。だから、もっと言えば、せっかく将来市史を編さんするために人を配置して何年かやってきて、それはなくなって、また人がいないままで今度は芸南新聞のデータ化ということになってということで、結局どなた

が責任を持ってやり切るのかみたいな話が出てこない、結局は進まないままになっていくんじゃないかと。そういう意味では是非この1年間でそれだけのお金を使って3分の2はいったということだからあとの3分の1でこれができるとして、その次のビジョンというものを次年度の予算等に反映をして頂きたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀信正純君） 今後の取組ということでございますけれども、今年度について一定には3年度のデータ化ができるということでございますので、それ以降の取組というところにつきましては庁内の中でも十分議論を踏まえる中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。

市史編さんのところでありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、ここ終わります。

次が……。

副委員長（堀越賢二君） 124ページ、竹原市民館費についてです。

委員長（大川弘雄君） 124、125ページでありますか。よろしいですか。そこはなし。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 126、127の途中までです。下段まで。市民館費、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、そこ終わります。

済みません。途中でとめます。桶本課長よりも答弁漏れの報告がありましたので、報告を受けます。

産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 済みません。途中、貴重な時間をありがとうございます。

先ほど答弁漏れのごございました案件2件について御説明致します。

まず、農業振興費の方で認定農業者の数でございますが、そのうち認定農業者の中には有限会社ですとか株式会社、農事組合法人等も入っておりますので、いわゆる個人経営で

されている方というのは5名でございます。品種でございますけども、露地野菜ですとか露地の花卉、花です、それと先ほど申し上げましたシイタケとかそういったものが主でございます。

それから、2点目の水産業のところでは漁船保険事業の補助金についての御質問でございました。

漁船保険の補助金の中にはいわゆる普通漁船保険と漁船の船主の責任保険と2種類ございまして、漁船保険の方は災害等の事故などによって補填をするというものでございまして、これは52件でございます。それから、船主責任保険、これは漁船を運航している時に事故に遭った時の補償ということでございますが、これが49件でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（大川弘雄君） 今の答弁に対する質疑はいいですか。

委員（宇野武則君） まあええわ。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

副委員長（堀越賢二君） 御配慮ありがとうございます。

委員長（大川弘雄君） ありがとうございます。それでは、終わります。

じゃあ、戻ります。今が市民館費が終わりましたので、次、土木費。

268ページ開いてください。

副委員長（堀越賢二君） 土木費はこの中の目の2番、町並み保存センター費についてです。

委員長（大川弘雄君） 268、269。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 270、271。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 269まで。町並み保存センター費だけです。よろしいですか。そこいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、町並みセンター費終わります。

次は、教育費。

280ページ開いてください。

副委員長（堀越賢二君） まず、その中の教育委員会費の方からお願い致します。

委員長（大川弘雄君） 280, 281。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 282, 283。ここまでですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 次が……。

副委員長（堀越賢二君） 事務局費になります。

委員長（大川弘雄君） 282, 283。

副委員長（堀越賢二君） から284, 285の途中までです。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、ここ終わります。

副委員長（堀越賢二君） 次は教育指導費、同じくページになります。

委員長（大川弘雄君） 284, 285。

副委員長（堀越賢二君） 286, 287, 288, 289ページまで、中まであります。

委員長（大川弘雄君） 教育指導費。284, 285はいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 286, 287。

川本委員。

委員（川本 円君） 済みません。287ページの一番下の小中一貫教育に要する経費の中の冒頭にあります講師謝礼について。これの中身をちょっと。どういう時期にどういうふうな形でやられたか教えてください。

委員長（大川弘雄君） 教育振興課長。

教育振興課長（岡元紀行君） 講師謝礼についてでございます。

こちらにつきましては、吉名小中学校におきまして行われました教育研究会の場での小中学校一貫校に向けてということで外部より講師をお招き致しまして講演会を実施した講師謝礼でございます。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

それと同じく小中一貫教育に要する経費，27年度の予算書の中に記念行事等の補助金100万円の予算をとっていたんですけど今回この決算書の中にはその文言が入っていないんですけど，これは何か理由があるんですか。

委員長（大川弘雄君） 教育振興課長。

教育振興課長（岡元紀行君） 記念碑，記念誌等に予定はしてはしておりましたが，実際には実施できておりません。

以上です。

委員（川本 円君） 実施していないんですね。これ忠海ですか。

教育振興課長（岡元紀行君） こちら忠海学園の話でございます。

委員長（大川弘雄君） 実施していない。いいですか。

川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

最後なんですけど，小中一貫教育に要する経費，これ全般的にお伺いしたいんですけど，今度は平成30年4月吉名が開校予定ということになっておりますけども，この教育に関する経費というのは小中一貫に向けての前段階の準備としての要する経費であるのか，それとも小中一貫が開校された後にもつく経費なのか，今後の展開，展望について最後お伺いします。

委員長（大川弘雄君） 教育振興課長。

教育振興課長（岡元紀行君） こちらの経費につきましては，開校までの準備のための経費もございまして，開校に向けた記念行事的な経費というものも考えております。ただ，開校後のものについては，現在のところまだ未定でございます。検討は致しておりません。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

高重委員。

委員（高重洋介君） では，287ページのスクールサポーター493万2,290円についてお伺いを致します。

これ最初は県の予算で行われて，それから市の方になっているのかなと，5年ぐらい続いているのかなとは思いますが，これまでの実績をお伺い致します。

委員長（大川弘雄君） 学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） スクールサポーターに関しましては，当初は市内中学



校，特に竹原中学校に関わって生徒指導上の課題の克服のために配置をお願いしたところ  
でございます。その後，竹原中学校のみならず市内小学校，中学校，特に小学校において  
は中学校の前段階として小学校時におけるいわゆる生徒指導の課題等の捉え，あるいは子  
どもの状況の把握等々を学校の方に指導して頂いたり，あるいは啓発をして頂いたりとい  
うところでございます。平成27年度につきましては，主に竹原中学校，そして他の3中  
学校と小学校についてはスケジュールを組んで半日あるいは1日という形でローテーショ  
ンを組んで行って頂いているという状況でしたので，基本的には竹原中学校が回数は多い  
という状況です。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 当初，四，五年前の話ではあるんですが，竹原中学校が少し荒れて  
いたということでスクールサポーター，警察のOBと伺っておりますが，かなり抑止力で  
はないですけどいろんな面で教師ができない範囲でいろんな見回りとかというようなどこ  
ろで随分と指導を頂いたとは思いますが，現在そういうかきもありません竹原中学校も  
随分落ちついたのかなど。昨年までは保護者で私もいましたのでこの5年間で随分変わっ  
たなど，多少のものはあるとしても変わったなという中で，果たして今後このスクールサ  
ポーター，どういうふうな継続をされていくのか。学校に合ったやり方，今までは少し荒  
れていた学校に入って先生方のサポートをするというような形だったんですけど，今後は  
どういうふうな形で継続されていくのか，その辺をお伺い致します。

委員長（大川弘雄君） 学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） 平成28年度，今年度もスクールサポーターは配置をし  
て，主に竹原中学校に位置づいて頂いております。平成29年度につきましては，現在検  
討中でございます。スクールサポーターの活用方法も含めて学校体制，竹原中学校に焦点  
を当てて申し上げますと県からの加配等も頂いているところでございます。外部からの  
目，そういったいわゆる学校関係者以外の視点で指摘をして頂いたり指導をして頂いたり  
ということも当然有効でございますが，今委員さんがおっしゃったように学校の中で学校  
の職員がどのように体制を組んでいくかということが大事というか，それが第一義でござ  
いますので，そういったことも含めてスクールサポーターの有用性等も含めて現在検討し  
ているところでございます。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 最後に1つだけ。私も保護者として昨年まで総務文教委員会でやらせて頂いていたんですけど、この場で言うことではないのかもしれませんが、先生と生徒の間に入ってスクールサポーターの方がいろんなことを指導してくれる。学校の中に例えば保護者と先生、ここでかなりのいろんな問題も起きることも事実あると思うんですが、その間にスクールサポーターの方に入って頂くというのは難しいとは思いますが、ただただ私が見る中では保護者の方が一方的に学校に意見を言う、それがよかろうが悪かろうが学校側は何も言えないようなところが見えるんです。そういった中でそういうところにも少し入って話が前に進むようなことがもしできれば、そのスクールサポーターが最大限に活用できるのではないかなというような思いがしております。大変難しい注文だとは思いますが、そういったところも含めて今後検討して頂きたいというふうに思います。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） 現在でもスクールサポーターの方には生徒のみならず、例えば触法行為に触れるようなそういったあるいは問題行動等を起こした生徒への声かけ指導のみならず、保護者と教職員が話をする時に一緒に入って頂いたりというようなこともしている状況がございます。ただ、おっしゃるように直接的に学校の教員を介さずにスクールサポーターのみで対応するという事はなかなか難しい状況もございますので、そのあたりはしっかりと学校が間に入ってというか、学校を介してそういったスクールサポーターあるいは協働員の方も含めてしっかりと保護者への連携ということも今後も深めていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。

それでは、287ページ、教育指導費。

道法委員。

委員（道法知江君） 5番教材整備に要する経費なんですけれども、これは小学校のパソコン教室に配備されているデスク型のパソコンからタブレット型に変わるということだと思います。まず、効果は、子どもたちにどのような変化があったのかどうか。まず、それをお聞きしたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） ICT機器，特にタブレット型端末であるとか電子黒板の活用に関わる効果でございますが，やはり1番は児童生徒が授業に対する興味，関心を高めているということが1つ大きな効果だと思います。それから，2つ目の効果と致しましては，教える側，教職員の授業力に関わって視覚的なものを使ったり，あるいは様々な教材機器を使うことが目的ではなくて，そういうことを有効活用していく中で授業力を上げていく，質の高い授業をしていくということが2つ目の効果だというふうに思っております。現在のところ，それをなかなか数値であらわすということは難しいことではございますが，子どもたちへのアンケートそれから教職員のアンケート，それから様々，例えば校外研究会であったりとか本市にはたくさんの方がICT機器に関わって視察に来て頂いております，そういう方々の御意見等を伺う中で今使っているICT機器の活用は有効であるというふうに捉えております。しかしながら，さらに質，量ともにいかに効果的に使っていくかということが現在の課題だというふうに考えておりますので，今後とも研修あるいは研究を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 道法委員。

委員（道法知江君） いわゆる中身の問題というのが大事ではないかなというふうに思います。配信ソフトの充実等も含めて，またそのリーダーの育成，現場ではその指導力というものが問われるのではないかと。おかげで文科省のとかいろいろ補助金がおおりて，竹原市はいち早く電子黒板の配置が行われた。それと伴って連動してデスク型からのパソコン，タブレット型に移行していると。かなり推進しているのではないかなと思います。教育の学力向上だけではなく，もう少し先の将来を見越していわゆるICTの人材というのはどこにでもこれから必要になってくるので，小学校だけではなく中学校の方にもタブレットを普及していこうとか，そういった考え，今後の見通しというのは，この決算で言うべきことじゃないかもしれませんが，そういうものも含めてしっかりと現場では対応して頂きたいなと思っておりますが，ソフトの充実，リーダーの育成，ここだけは2点お伺いさせて頂きたいと思っております。

委員長（大川弘雄君） 学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） まず，ソフトの充実につきましては，予算面もございましてが少しずつでも充実をしていこうというふうに思っております。ただ，新たなものをどんどんどんどん取り入れていくというだけではなくて，横の連携といいますか，1つの学

校，1人の教員だけが持ち得ている財産ではなくて，それを共有して市内でどの学校でもどの教科でも使えるような，そういう共有，共用を目指しておりますので，今そこらあたりのそういった自ら学校の職員の中でつくっていく財産を少しずつ増やしているという状況もございます。

それから，リーダーの育成でございますが，各学校にICT活用教育推進リーダーというものを位置づけております。竹原市教育委員会主催で年に数回研修をしております。このリーダーは，ただ単に電子黒板であるとかあるいはタブレット型端末の活用のマネジメント，スケジュール管理をするだけではなくて，おっしゃるように質の向上をするリーダーでなくてはいけません。そういった意味でもこのリーダーの育成というのは非常に大切なことだというふうに考えておりますので，教育委員会のいわゆる指導主事等の指導のみならず，そういった関係の業者から指導をして頂いたり研修会を持って頂いたりというようなことで，まずはリーダーの育成，そして校内への啓発，研修を広めていくということを今後も進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 道法委員。

委員（道法知江君） 最後1点だけ要望的になって申しわけないかなと思うんですけど。特別支援のお子さんたちに対してはこのICT教育というのは有効であるというふうに結果も出ておりますので，漏れのないように，小学校のみ今420台タブレットがありますけれども，ますます特別支援のお子さんたちにどんどんいつでも使えるような状態を，是非そういった活用の仕方をして頂ければありがたいなと思っておりますので，よろしくお願い致します。

以上です。

委員長（大川弘雄君） どうですか。答弁。

学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） 特別支援教育における有用性というのは私どもも感じております。特に特別支援学級の担任それから特別支援員の教育コーディネーターを対象にICT機器の活用についての研修を持つ予定でございます。そういったところで特に特別支援学級においては小学校を中心に有効に活用しているという状況がございますが，中学校も含めてどの学校においても特別支援学級において活用できるような具体例を示しながらの研修をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

委員（道法知江君） はい。

委員長（大川弘雄君） それでは、287ページまでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、289ページの中段までありますか。

井上委員。

委員（井上美津子君） 289ページの8番の学びの変革パイロット校事業に要する経費なんですけど、一応当初予算では50万ということで24万9,980円ということになっていますが、これの半分になったという理由と、それからそのパイロット校が今現在どこであるか、それからパイロット校になったことよっての効果というところを教えてくださいと思います。

委員長（大川弘雄君） 学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） まず、当初の予算が50万円で決算が約24万9,000円、半額ということですが、これは県の10分の10の予算でございます。年度当初、27年度当初はパイロット校の指定が最大限2校というふうに県から言われていて、2校分の予算取りをするようにという指示があつて全県とも50万円の予算を組ませて頂いたところでございます。平成27年度につきましては、竹原市内においては竹原小学校1校がパイロット校に指定をされましたので、実際は25万円の配分ということでございます。

パイロット校というのは3年間の指定でございますので、竹原小学校が平成27年度から29年度までの指定です。平成28年度、29年度、この2年間はパイロット校にプラスしていわゆる実践指定校、パイロット校が平成27年度に企画をしたりあるいは研究をしたり実践をした中身をそれぞれの各市、町で実践を広めなさいということで実践指定校ということで指定を頂いております。これが吉名小学校と吉名中学校です。現在はパイロット校1校、実践指定校2校、ここが中心に学びの変革パイロット校事業を進めているという形になりますが、もちろん他の学校においても、学びの変革については広島県教育委員会が進めていることとございますので、そこの指定を受けているところだけがやっているということではございません。ただ、パイロット校は何をしているかという、旗振りをしております。様々な指導法であるとか中身であるとかというものを示し、それを実践

指定校あるいは他の学校がそれに追従して様々な教材研究をしているという状況でございます。県の教育委員会と致しましては、そういったことを踏まえて平成30年度からは全校に一斉に展開をするということを示しております。そのためにパイロット校あるいは実践指定校という指定を受けて、そういった指定を頂きながら竹原市においてもいわゆる主体的な学びについてそういった指導法を広めているところでございます。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 井上委員。

委員（井上美津子君） ありがとうございます。この指定校だけではなくということで市全体の小中学校が伸びていってもらうための学びの変革ということで是非、本当に学校の先生大変だとは思いますが、そういうところも子どものためということで一生懸命取り組んで頂きたいと思います。30年度全校普及という形ということをお聞きしましたので、そこに向けては全学校が同じスタートラインではないのですが、それに向けて行ってもらいたいかなとは思っていますので、どうかよろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） じゃあ、お願いします。

ほかありますか。289ページの上段まで。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、そこ終わります。

次は……。

副委員長（堀越賢二君） 4番就学奨励費になります。

委員長（大川弘雄君） 288、289。中段です。ここよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） なし。終わります。

次が……。

副委員長（堀越賢二君） 小中一貫校整備費になります。目の5番になります。

委員長（大川弘雄君） 288の下段、289。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 同290の上段、291の上段。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、そこを終わります。

次が290ページ、小学校費。

副委員長（堀越賢二君） 目1番の学校管理費になります。290, 291ページになります。

委員長（大川弘雄君） そこありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） なし。

292, 293。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） なし。

294, 295。

そこまでいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、その下の教育振興費。294, 295。

松本委員。

委員（松本 進君） この教材整備に関わってこの予算措置はされておりますけれども、私は資料要求として資料の20ページに保護者負担ということを毎回要求をしています。それで、その関係でいえば、学級の教材費というのが保護者負担ということになっていますし、ここの関連があるというように認識して質問することになっています。要するに学級教材費のところを見ると、竹小が一番多いのでしょうかね、竹原小学校が27年度は1,679円、1,700円弱の月の教材費の負担があるということで、これは中学校も同じように関連するんですけども、それとここの295の決算書の教材整備との関わりで見て、端的に言えばここにある保護者の負担の教材費、これがなくても授業には差し支えないというふうに理解していいのかどうか。

それと私が前から言っているのは、義務教育の無償化という観点で繰り返し質問をしていますけれども、要するにこの副教材というのは学級の教材費のところがないと授業が進まないといえますか、要するに教科書の無償化のそれに準ずるような扱いになっているのかどうかということを知りたいんです。ですから、これは学級教材費の負担というのは無償化とは対象外で、これはなくても授業を進める上では支障はありませんよというふうに理解していいのかどうかを端的に知りたいということと無償化の関係を関連で、無償化の原則。

委員長（大川弘雄君） 学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） 教材費等で保護者に負担をして頂き、様々な教材等を購入して頂いている現状がございます。こういった副教材等がないと授業が進められないのかということでございますが、いわゆる学習指導要領に関わる内容について授業をしていくということになりますと、いわゆる教科用図書、教科書が当然原則基本のものになります。しかしながら、それぞれの学校あるいは学級担任等の判断の中でより効果的な、よりよい、より子どもたちにわかりやすい授業をしていこうということで一定の教材等を保護者に負担をして頂き、そういったものを活用して授業をしているという状況でございます。いわゆる教科書無償等に関わっては教科用図書が対象にはなっておりますが、しかしながら現実としては幾らかの一定の教材費等を保護者に負担をして頂き、御理解を頂きながら授業を進めているという状況でございます。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 2回目しか聞きませんが、私が言ったのは学習指導要領の云々とかというんじゃないで、先生が副教材がなくても授業は進められるんですかということを知りたいんです。ですから、副教材がないと、授業の先生の工夫とかいろんな分は相違があると思うんですけども、授業が進まないよというために必要だったら、その教科書の無償、それに準ずるような扱いが要るんじゃないのかということで、端的に言えば副教材がなくてもその授業には支障がありませんと、あるのかないのかを簡潔にお答え願いたい。

委員長（大川弘雄君） 学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） 授業の中身について端的に答えるのはなかなか難しいですが、しかしながら各教科においてそれぞれ例えば県であるとか文部科学省であるとかあるいは市の教育委員会が教材を指定して授業をしているわけではございません。それぞれの状況に応じて副教材等を校長が指定をしているものでございますので、そのあたりについては御理解を頂きたいというふうに思います。

委員（松本 進君） いいです。またにします。

委員長（大川弘雄君） 済みません、またにしてください。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 図書購入費で当初予算措置が789万円、購入額が1,000万円を超えているんですが、この理由は。



委員長（大川弘雄君） 学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） これにつきましては、実は平成26年度に小学校の教科書採択がございました。その時に教師用の指導書、これを購入を致しましたが、この見積もりの誤りがございまして、小学校の指導書を流用させて頂いて図書購入費として見積もりを誤っている部分をここに計上させて頂いたということでございます。大変申しわけありません。

委員（竹橋和彦君） わかりました。いいです。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

それでは、次のページの296、97ページの中学校の上まで。

高重委員。

委員（高重洋介君） 297ですね。

委員長（大川弘雄君） はい。

委員（高重洋介君） それでは、297ページの真ん中辺です、中段の遠距離通学費。

これは、ハイヤー通学というか、そういうものでいいんですよね。どこの地域でどれぐらいの今人数がそういう形で通学されているのかをお聞きします。

委員長（大川弘雄君） 学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） 人数について今手元にございませんので、後ほど答弁をさせていただきます。申しわけありません。

委員長（大川弘雄君） 人数はね。

高重委員。

委員（高重洋介君） 決算で関連になるので時間も長くなりやりにくいんですが、実際に今の例えば小梨地区とか宿根地区とかというところからだとは思いますが、これはあるところに集まって、そこから学校まで通学になっているのではないかなと。自分の子どもが小学校にいる時から不思議に思っていたんですが、ハイヤー通学は、これは距離的なものとかいろいろあるので致し方ないとは思いますが、せめて近くの例えば子ども会のところでおろしてそこから歩いて行くとか、例えば宿根であれば大井の子ども会が集まる場所でみんなで歩いて学校まで行くとかというようなことです。私が親だったら子どもを歩かせて行かせてくださいというような思いがありましたので、この場で聞くのがどうかとは思いますが、正直言うて歩いて通学することによって体力もつきますし、その辺について教育委員会はどのように思われるか、お願い致します。

委員長（大川弘雄君） 学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） 委員さんおっしゃるように、例えばスクールバスあるいはスクールタクシー等に伴って全国的には児童生徒の体力面を憂慮される保護者の方がおられるということは承知をしているところでございます。現在、竹原市内においては居住されている地域から学校までというふうな形になっておりますが、今言われたことも含めて今後も検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 統合になった学校の通学については、当時の保護者、地域との約束ということもございますので、その辺も踏まえて検討していきたいというふうに思っています。

委員長（大川弘雄君） 高重委員。

委員（高重洋介君） もう一点だけ。下校に関しては時間がまちまちになり、安全面も考慮してそういうことも必要なと思うんですけど、保護者の意見、子どもさんの意見、いろんな意見を踏まえて、できれば元気な子どもに育ててほしいというところからそういう質問をさせて頂きました。いろんな意見があると思いますが、ひとつ御検討をよろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

委員（高重洋介君） いいです。

委員長（大川弘雄君） それでは、松本委員。

委員（松本 進君） この20番の就学援助費についてお尋ねします。

資料の19ページに資料要求もしております。これは小学校と中学校、同じような就学援助の制度があって、ここは小学校だけですけども関連で聞いておきたいと。

この変化を見ると、小学校の就学援助の認定率も平成25、26、27、3カ年出してもらった中では増加傾向になっています。中学校は別のあれでしょうけども、高どまりというような認定率となっています。ここをどう受けとめるかという分で、今保護者の経済的な厳しさ、この分の反映なのかなと私は受けとめますけれども、市教委の方はどのようにお考えなのかと。それを確認しておきたいのと、それと経済的な困難さという分がそうだとすれば、就学援助の対象の分で前から言っていますけども、あれは3年前でしたかね、こういったクラブ活動なども就学援助の対象になっているというふうに思いますし、

制度ですから国としても交付税の算入、需要額として算入されている。金額は違いますが、大ざっぱに言えば国としてはお金をおろしているよと。しかし、その3項目の就学援助の対象は竹原市としては実行していないというふうに受けとめれば、国からもらっているけどほかのところに流用しているということになるわけです、金額は違いますが。ですから、先ほど言った認定率の関係でそういう保護者の経済的厳しさが反映しているのであれば就学援助、クラブ活動費等の3項目の対象をすぐ拡大、実行すべきじゃないかなというふうについての関連を聞いておきます。

委員長（大川弘雄君） 学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） 小学校について、中学校も同様でございますが、児童生徒の数が減少しております、年々。減少している中で支給人数であるとか、あるいは認定率というものは、26年、27年を比べますと小学校は認定率が増加している、中学校は若干下がっているという状況でございますが、全体でいえば認定率は上がっております。ということ踏まえても、就学援助の対象となる家庭は増加しているというふうに教育委員会としては捉えております。そういった状況も踏まえて国が基準としております生活困窮度1.3倍というところを竹原市としては1.5という数字を変えずに、より多くの方を対象に就学援助をしていこうという姿勢は変えていないところでございます。

また、3項目についてでございますが、県内の状況等もございまして、それからまずは対象をその1.3倍ではなく1.5倍というところの数値を変えないというところでより多くの方に就学援助をしていきたいという方針でございますので、御理解をお願い致します。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 1.5倍の拡大という竹原市の予算の分は確かにそれでいいんですけども、私がお尋ねしたのは、この認定率が増加傾向にあるというのは、率としての増加傾向にあるのは事実ですから、そこが経済的な困難というのがあるからこういった制度が出されているということも御存じだと思います。ですから、認定率が上がるということは、保護者の経済的な環境が悪化してこういった制度を利用しようということで、もっとPRしてこの制度を知ってもらって利用してもらおうということを進めてもらおうということはいいいんですけども。

ですから、もう一つは、国からクラブ活動などの補助の対象が就学援助費になっている。そこは確かに国から見たらそこに需要額としてお金がおりているはずなんです。だから

ら、金額は違いますけれども、国からはその補助金がおりて、補助金じゃないですけど交付税の需要額ですが、お金がおりにある。しかし、それを竹原市としては生かしていないといえますか、国がやる制度に乗っかっていないということ自体は問題があるんじゃないのかなと思いますけど、そこは最後に聞いておきますけど、どうでしょうか。

委員長（大川弘雄君） 中学校とあれしますけど答弁をお願いします。

学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） 繰り返すにはなりますが、1.3倍を1.5倍に拡大するというか、その数値を低くしていないというところの部分で竹原市としてはより多くの家庭の方を対象にしようとしているところがございます。それから、現在でも年度当初のみならず年度中途でも多くの方がこの就学援助について申請をされます。そのあたりは民生委員さんの御努力も含めて年度当初の時だけの周知ではなく、年間を通じてしっかりとそういったところは関係課とも連携をしながらより多くの方にこの制度を周知するとともに、あるいは該当の家庭には申請を促すということも積極的に今後も進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 以上で小学校費を終わります。

次は、中学校費。

296、297の下段です。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） そしたら、中学校費の298、299。

今田委員。

委員（今田佳男君） クラブ活動講師謝礼というのがあるんですけども、クラブを見て頂ける方の謝礼じゃないかと思うんですけど、これはいわゆる効果というのが実際難しいと思うんですけど、どういう効果があるかと。

委員長（大川弘雄君） 学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） 現在、クラブ活動講師につきましては、もちろん中学校でございます。竹原中学校それから忠海中学校で講師として来て頂いているという状況がございます。1番の成果といえますか、お願いをする場面においてはそれぞれの学校にお

いて専門性の高い教員ばかりがそろっているわけではないので、そういった部分において部活動の目的はただ単にその技術あるいは知識を伸ばすことだけではございませんが、そう言いながら子どもたち、生徒のモチベーションも含めてそういったものをしっかりと高めていくというところでは専門性の高い指導者というものが必要だというふうに思っております。そういうところで学校の職員としっかりと連携をとって頂きながらも特に高い知識、技術を子どもたちに教えて頂いているということが大きな効果だというふうに考えております。

委員長（大川弘雄君） 今田委員。

委員（今田佳男君） 私が聞き間違えていたら指摘して頂きたいんですが、講師になられるのはおそらくどこかで勉強をされて講習を受けられて多分なられるというようなことで聞いているんですけど、今後こういった講師を増やしていくと、今課長が言ったように効果が出るのであれば増やしていくとかというふうなことはお考えかどうか。増やして頂きたいという思いがあって言っているんですけど。

委員長（大川弘雄君） 学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） 基本的には効果があるので拡大をしていきたいというふうに思っております。その中で教職員との連携であるとか、あるいは部活動時のあつてはなりませんが生徒の事故であるとかといったことの対応であるとか、様々研究しないといけないことはございますが、そういったことも含めて拡充の方向で検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） ありがとうございます。ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 299まで終わります。

中学校、300、301ページ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 302、303ページの中学校いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） そしたら、その中学校の教育振興費の方に入ります。

302、303の中段。なしでいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、中学校の部を終わります。

次は、幼稚園費に入ります。

302ページの下段、303ページ。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 304、305ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 306、307ページ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 幼稚園費終わります。

幼稚園費の中の教育振興費、306、307ページの中段。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 幼稚園を終わります。

5番社会教育費に入ります。

306ページの下段、307ページの下段です。総務費です。総務費いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 308、309ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 310、311ページの中段まで。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、公民館費に入ります。

310、311ページ、公民館。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、312、313。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 314、315。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） なし。公民館を終わります。

図書館費、314、315ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） なし。

316, 317ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 318, 319ページ。

いいですか。そしたら、図書館費終わります。

それでは、青少年指導費に入ります。

318, 319ページの下段。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 次は、文化財保護費。

320, 321の中段から下段。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 322, 323。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 324, 325。

文化財保護。

道法委員。

委員（道法知江君） 323ページの吉井家住宅調査研究委託料。効果。

委員長（大川弘雄君） 効果。

文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀信正純君） 吉井家の住宅調査研究委託料ということでございます。

これについては、吉井家の価値を明らかにするため、保存活用方針の方向性を定める資料を作成していくため建物の歴史を調査研究するというものでございまして、平成26年度から28年度にかけて債務負担を3年間1,000万円で組んでおります。その中で平成27年度ということでございます。そして、今約300万円ほど作成をするということでございます。これについては、吉井家は繊維業をはじめとした商売の牽引役、広島藩の本陣指定、町年寄を歴任、郵便局、電信電話の開設など、調査項目が多岐にわたるということで多分野の専門家で実施をしているというところでございます。

効果でございますけれども、これについてはその歴史文化というものを明らかにして今後の保存活用についてどういう形で行っていくかということの効果につながるというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） 道法委員。

委員（道法知江君） 吉井家の住宅の調査ということになっていると思うんですけども、住宅調査ということはここを使って古民家再生をしていこうという方向性なのか、資料だけを保存しようという方向性なのか。この3年間ではありますけど、今は中間地点で結構ですので、お答え頂きたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀信正純君） 今、調査をしている段階というところについては説明をさせて頂いたんですけども、この調査をもとに実際には劣化とか老朽化というところもございまして修繕等の必要もございましてしょうし、今後調査の結果を踏まえましてどういう形でそれを保存活用していくのがいいかということについては検討してまいりたいと。できる限りそういうものを活用していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） それでは、323ページいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 324、325ページ。

じゃあ、文化財終わります。

それでは、324、25の美術館費のところ。

今田委員。

委員（今田佳男君） 今朝、財政課長の方に収入の件でお話を伺って1,000人ぐらい年間、美術館の方へ入場者ということで、年間4回シーズンで展示物を変えて非常にいいものがあるんですけども、もう少し増やして頂くということを検討して入場者を増やして頂く宣伝というかPRをして頂きたいという思いがあるんですが、その点についてはどうでしょう。

委員長（大川弘雄君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀信正純君） 美術館の展示というところについてでございますけれども、常設展については年4回程度常設展ということで展示作品、特に主に池田コレクションの作品を展示をさせて頂いているというところでございます。毎年ということではございますけれども、特別展ということで企画展というのを年に1回、2回という形で実施させて頂いている年もございます。



常設展の入館者数の増加というところがございますけれども、これについてはこれまでもいろいろホームページの活用であるとかツイッター、フェイスブックの活用であるとかということも含めていろいろ情報発信はしているところがございます。なかなかリピーターを増やすということも難しいところがございますけれども、できるだけ多くの方に魅力を持って頂けるような形で展示の方法も含めてPRをして、できるだけ多くの美術館の方に来て頂けるよう今後についても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） いいですか。今、327でした。327までありますか。

井上委員。

委員（井上美津子君） 327の中よりちょっと下ぐらいですか、特別展のことなんですけれども、池田勇人特別展のことだと思うんですが、もともと当初予算では392万円を計上しておられたのが485万円ということになっております。この増になった理由とその特別展にどれぐらい来られたか教えて頂きたいのと、その効果についてお伺いしたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀信正純君） 特別展の委託料ということで当初予算400万円ぐらいが100万円程度増えているということがございます。

これについては、当初予算については前回、10年前に行っていた池田勇人の実績をもとに積算をしていたんですけれども、実施の段階になりまして皆さんも御存じのようにケネディ大使が来られるとか宏池会の関係の先生たちがたくさん来られるとか、あるいは実施の展示の方法についても精査をする中で、実際には積算する中で実施の段階で多くの経費がかかったということで補正対応というところもありましたけれども、実施の段階でなかなか難しいことで流用で対応させて頂いたということがございます。

なお、入館者数は、2カ月間、10月の下旬から12月の下旬にかけて実施をさせて頂いたのですけれども、入館者数につきましては約3,000人弱ぐらいの方が来られたということがございます。そういうことから多くの方に本市の偉人という形で元内閣総理大臣の功績というところ、あるいは付属品等も販売して広く周知をできたというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 先ほども今田委員の方から常設展ではあるんですけども入館者の数を増やしていく取組をしてくださいというお話だったと思うんですが、こういう特別展も含めていろんな方向性があると思うんですけども、入館者が一人でも多く増えるということが重要なことではないかなと思っております。特別展に関しては、なるべく多くの方、いつぞや夏休みに子どもさんをたくさん集められていろいろイベントもされながら特別展をされたとかそういうこともありましたので、子どもさんから高齢者、大人の人までが楽しめるような、そういう特別展をまたいろいろと考えて行って頂きたいというところで御意見をお聞かせ頂きたい。

委員長（大川弘雄君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀信正純君） 井上委員の言われるように、多くの方に常設展も含めて来て頂くということが大事でございます。そのためには魅力的な作品を展示するとか、先ほどから申し上げていますように周知、PRのことでありますとか、そういうところも必要になってくると思いますので、その辺も含めて十分多くの方に来て頂けるように引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） 327ページまでありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、329ページの中段まで。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 美術館終わります。

文化振興費、328ページ、29ページ下段、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 330、331。

井上委員。

委員（井上美津子君） スポーツ推進審議会に要する経費なんですけど、これは25年、26年と未執行という形であります。それは、何かあった時に審議会を開くのであるのか、そこら辺を教えてください。

委員長（大川弘雄君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀信正純君） この推進審議会の経費について予算執行がされていな

いということでございます。

これについては、委員の方に選任をして委嘱をしてという形のものはず来るわけでございますけれども、現在のところ、昨年度もそうなんですけれども、委員の選任を委嘱するという形でそこまで委員の方の確保ができなかったということで審議会自体が開催できていないというふうな状況でございます。委員さんが確保できるように取り組んで、できるだけ早いうちに審議会を開催させて頂きたいというふうに考えております。審議会の中では今ございますようにスポーツに対する基本計画的なものを実施に当たって計画等を作成していく必要が、県の方ではスポーツ推進計画というようなものが策定をされましたので、そういうところも含めて市としてもスポーツ振興に対するそういう計画等を策定していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

それでは、331の下までよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 332, 333の上段。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、学校給食費、332, 333。

松本委員。

委員（松本 進君） この関係で資料要求もしております。1つは20ページの保護者の負担の問題と、23ページには地元の食材調達、こういった資料と、それから給食費の滞納者が出ておりますので、こういった給食費の滞納も5件出ております。

それで、まず1つは、給食費の保護者の負担のところの分で言いますと、県内ではまだ無償化というのはしておりませんが、全国的に見たら少しずつ、子育て支援という政策もあるのでしょうけれども、給食費の無償化に踏み切る自治体もぼちぼちといますか少しずつ出ております。そこで、実施するかどうかは多分政策的な判断が大きいのだろうと思うんですけれども、ここで確認しておきたいのは、こういった教育費の無償化という観点から見ても例えば給食費を無償化の範囲に枠にはめた場合は違法ということではないと思うんですが、そこだけの確認を。違法なのかどうかの確認をしておきたいのと、それから……。1個ずつでいいですかね。

委員長（大川弘雄君） 1個ずつ。

委員（松本 進君） そこだけまず。

委員長（大川弘雄君） そこをお願いします。

教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 給食費の無償化なんですけども、給食費については、これは学校給食法で費用負担が決まっております、施設費ですとか人件費等は設置者の負担、それ以外については保護者負担と、これは材料費になります。これが保護者負担というふうに学校給食法の方で決まっております、そういうことですから給食の無償化というのは現在考えておりません。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私が聞いた内容が違うんですけれども、そういった今の給食法ではそうなっているのですが、各自治体によっては子育て支援という観点から給食費の無償化を踏み切っているところも出ていますよということで私がここで聞いたのは、教育費の無償化という範疇の中に給食費をはめ込むことになれば違法になりますかどうかということを確認したかっただけです。

委員長（大川弘雄君） そのあたりどうですか。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 先ほども申し上げましたけども、学校給食法の方で費用負担というのは決まっております違法、違法でないというのはなかなか難しいところではありますけども、先ほど委員が言われたように実際に全国で何市町かは給食費の無償化を実施しておられるところがございます。そういうところもございますので、今現時点では無償というのは考えておりませんが、そういった自治体もあるということでそういったものも参考にはなるというふうに思っています。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 給食費の関連でここで聞いていいのかわかりませんが、先ほど資料要求の関連で言えば給食費の滞納が5件発生しているということで、この内容を見ても所得が200万円以下とか、それが1人。あとは所得が100万円以下の人が4人、4世帯あるということで、ここに滞納に至るまでの指導、学校給食のお金を親に話す時にそういった家庭の事情とか何でこういうことが発生しているのかということでは単に横着してというだけでは捉えにくいところもあるのかなという思いがあったので、あえてそういった、取り組まれてきているはずですから、確かに100万円未満の人が5件のうちの4件おられるという実態を踏まえたらずどう考えていいのかなというふうにお聞きし

たいと。

委員長（大川弘雄君） 教育振興課長。

教育振興課長（岡元紀行君） 給食費の滞納者5名についてでございます。

こちらの5名の方の実情についてなんですけれども、毎月給食費の支払いについては基本的に口座振替をお願いをしているところでございます。今回の5件につきましては、3月の給食費を口座振替をする際に口座の残金がたまたまその月に限って足りなかったという状況がございまして、それまではそういう状況はございませんでした。ただ、この月につきましては口座振替ができなかった、不納になったということで学校の方でその確認を致しましてすぐに学校から直接家庭の方へ取組をして頂きまして、各家庭の方からお支払いを頂いているところでございます。しかしながら、ちょうど決算時期にかかりましたものですからちょうど5件が滞納というような形にはなってはしまいましたけれども、その翌月には整理ができていくということで、実質滞納というような範疇にはありますけれどもそういった状況ではないというふうに理解をしております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 給食費の食材の分で地元調達はどうなのかということも毎回資料要求しております。3カ年の資料を見ると、竹原市内の調達率というのが下げどまりというのか悪化しているということで、毎回地元調達を引き上げる努力を求めてきたんですがその逆の結果になっているということで、いろいろこれまでもその理由を聞いたり真剣に取り組んでほしいということも重ねて申し上げてきているのだけれどもこの結果はどう受けとめたらいいのか率直に聞いておきたいと。

委員長（大川弘雄君） 教育振興課長。

教育振興課長（岡元紀行君） 学校給食食材費の地元の使用状況についてでございます。

過去3年間竹原市内の割合が8.2%、8.1%、そして平成27年度におきましては7.6%、わずかではございますが下がっている状況がございまして。こちらの状況につきまして確認を致しましたところ、天候不順というものが大変大きな理由の一つでございまして、この近年天候が悪くて例えばタマネギや、ジャガイモは、いろんな種類があるんですけれどもとりづらくて一定の量が確保できなかったと、そういうような状況がございまして、この27年度については下がっている状況がございまして。しかしながら、そこだけではとどまっておられません。今もその率を上げるための取組と致しまして、その一例と

致しましては竹原産の米を使った米粉で作ったパンでありますとかそういったものを学校給食の中に取り入れるようにしております。ただ、その加工にかかる金額、代金の方が結構かかりますので、そこが高くなるのでなかなか安定的にまだ使用できるような状況にはなっておりませんが、そういったこれまでの市外、県外の小麦粉から米粉を使ったパンであるとか、そういった新たな取組も進めてはおりますので、これが数字にあらわれるよう、天候等もございますが、取組をしているところでございます。

以上です。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） 市内調達の率を上げるという分の説明で今米粉、パン粉のことしか言われませんでしたから、なかなか調達が飛躍的に、今7.6, 8%弱を少なくとも20, 30とかというまで上げるというたら5倍とか6倍とか努力が要るわけですからなかなか厳しいのかなという思いがあって、一番ネックになるのは二千数百食という一定の量を確保しなくてはいけないというので枠をはめる限りはコストの費用も問題もあるのでしょうか、そういった枠をはめて、そこを抜本的な何かメスを入れて改善しないと、全然これは誰が考えても調達率は不可能です、上げることは。だから、そういった二千数百食の食材が一遍に一番そろったものが要ることになれば、そこは何か工夫が要るんじゃないのかと。そういった場合その研究しないと、この7.6とかそれを3倍、4倍、5倍とかというような引き上げることは不可能じゃないのかなということで、その調査研究とか地元調達を引き上げると、抜本的に、そういった立場からの工夫などは可能なのでしょうか。そこだけは聞いておきたい。

委員長（大川弘雄君） 教育振興課長。

教育振興課長（岡元紀行君） 現在、地元の食材の調達につきましては、市内産に限りましては入札というものを行わず直接購入を行っているところでございます。委員おっしゃられましたように大量調理というところがございますが、調理にかかる手間等もございましてなかなか一遍には難しいとは思いますが、今後研究してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長（大川弘雄君） 333ページまでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 335まで。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、337の上段まではいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、学校給食費を終わります。

学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） 済みません。先ほど小学校の教育振興費に関わって遠距離通学について資料等が準備できておりませんでした。申しわけありませんでした。

遠距離通学に関わりまして小学校に関わりましては、該当校が2校でございます。忠海小学校と荘野小学校。忠海小学校に関わりましては、平成27年度は4月から8月までが旧忠海西小学校に通学、そして9月から現在の忠海小学校への移転がございましたので、4月から8月につきましては対象児童は26名、9月から3月につきましては対象児童が33名、計69万2,210円。荘野小学校につきましては、対象児童が10名、67万2,630円。これが補助費の内訳でございます。申しわけありませんでした。

委員長（大川弘雄君） よろしいか。

高重委員。

委員（高重洋介君） 済みません。ありがとうございます。勉強不足の面もあるのかと思うんですが、これバスの費用ですね。例えば先ほど申しましたように小梨とか宿根というところは今この遠距離通学には含まれないんですか。

委員長（大川弘雄君） 学校教育課長。

学校教育課長（九十九邦守君） 宿根について今対象児童がおりません。小梨につきましては、小学校が4名、中学校が1名でございます。これについてはタクシーを利用しておりますので、車借り上げ料に入っております。

委員（高重洋介君） わかりました。

委員長（大川弘雄君） そっちの方の話だったね。

それでは、次に入ります。

貸付資金特別会計、369ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 370、71ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 372、73ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 374ページまでありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） なし。貸付会計特別会計を終わります。

次は水道会計に入りますので、説明員が入れかわります。

休憩します。

ここまで教育委員会関係の質疑を終わります。ありがとうございました。

10分休憩します。

午後4時05分 休憩

午後4時12分 再開

委員長（大川弘雄君） 水道事業会計になりました。よろしくお願い致します。

水道会計はページではなく一括で行きたいと思いますので、お願いします。どなたかありますか。

松本委員。

委員（松本 進君） 資料要求しているページ、14ページにしております。ここで資料を見ると、びっくりしたんですが未納額、これが1円から50万円まで金額がばらつきがあって、50万円だけじゃないんですが、1円から50万円までにしても121人未納ということで資料を頂いております。それとの関係で所得状況の関係は前の資料に11ページのところに水道料、123人で所得状況も書いてあります。ここも200万円未満、水道料金滞納者の123人おられてその24人、20%ぐらいが200万円未満の所得の人の滞納というような状況があらうかと思えます。

それで、滞納の関係と1つは下の方に滞納した人の処分ということがあって、給水停止が12件とか停止中とか、停止中はずっと停止されているということではないかなと思うんですが、給水停止と停止中を含めて15件というような状況になっています。ですから、質問の聞き方としてこの15件の方というのは一般的にそういう悪質滞納者というか、そういった人を止めているというような理解をしてもいいのでしょうか。そこらが一応滞納された方に直接会っているような状況も聞かれると思うんですけども、端的に質問ではこういった停止まで行くというたら相当なことだと思うので私は安易に停止すべきじゃないと、この件は反対します。ですから、ここまで至った人は悪質というか、資産があって、払うお金があってそういう市の納付に応じないよというような一般的な悪質な人と



いうふうに理解していいかどうかだけを確認しておきたい。

委員長（大川弘雄君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） それでは失礼します。

まず、給水停止につきましては、まず納期限経過後に段階的にまず督促状、それから未納のお知らせを送付致しまして、納付がなければ次に今度は黄色い紙になるんですけども催告書を送付することとしております。その後、さらに納付がなければ給水停止の最終予告書として赤紙というんですけども赤い紙を送付致しまして、期日の前日に個別訪問を行い翌日給水停止をする旨のさらにまた赤紙を投函し、それでも連絡がない場合は原則給水停止を行っております。給水停止をかける場合は当然関係課などの聞き取りを行うなど生活状況の把握に努めております。先ほど数字が出ましたけども、平成27年度の実績につきましては最終予告書については173件、うち給水停止12件であります。そのうち解除者は9件、当然支払いがありましたのでその辺は9件は解除しております。残りの3件につきましては、行方不明とか亡くなっているとか、そういった場合のケースでありますので、その辺は職権廃止などをして調定から落とすと、そういったことで整理をしております。

未納水道料金などの債権につきましては、現在、昨年もそうですけども、少額のうちに連絡を入れるという対応に力を入れておりまして、今後も滞納時の早期対応や個々の生活状況、そういったところを把握しながら分納、分割納付の制度を活用しながら適正に努めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） この12件の給水停止のことでいろいろ連絡をとるとかというように言われましたけれども、水道会計と一般の税の対応の仕方が企業会計と違うのかもわかりませんが、基本的には一般会計の分で市税とか住民税の滞納の場合は国税徴収法があって納税緩和とか差し押さえの禁止とかそういった財産があるということもるる申し上げてきました。それで、あともういった連携をとってということですから、少なくともこの12件の分でいろいろ対応される中ではそういった納税緩和とか住民税との対応の仕方がありますよね。そういった分は禁止財産は守ると、差し押さえないという住民税との、税務課との対応との整合性ということはされているのかどうかを聞いておきたい。

委員長（大川弘雄君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） その辺につきましては、現在市役所の中で債権確保対策委員会

というのがあるんですけども、実際今年度は会議等は行っておりませんが、当然その滞納者の取組に関しましては、先ほども申し上げましたがそれぞれの生活状況を把握するという必要性がありますので、その辺は例えば税務課であるとか介護とか、そういった関係課と情報共有しながら適切に対応しております。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 要するに税の国税徴収法の納税緩和とかというその原則があるじゃないですか。だから、そこは何でそう設けられているかということは、営業に関わる分の債権を押さえないといけないとか、それは営業できないから、暮らしの問題では給与とかいろいろなものを押さえてはいけないというルールが確かにあります。ですから、そこを少なくとも、いろんな滞納というような事情があるのでしょうか、そこは確認しないと、次のステップに行って例えば一般の税の分で給与のところへお金が入った、通帳に入った、だからそれは禁止財産とも確認しないとわからないもんですから、そういう税務課の時は求めましたけども、だからそういった国税徴収法とかそういった税務課のやっている対応のルール、滞納の仕方の処理のルールは守っているというふうに理解していいのでしょうかということなんです。

委員長（大川弘雄君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） おっしゃるとおりです。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。

ほか水道事業で質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） なし。水道事業を終わります。

以上で総務文教所管の集中審査を終了致します。

次回は21日水曜日10時から市民生活部関係の集中審査を行います。

以上で第2回決算特別委員会を終了致します。

御苦勞さまでした。

午後4時19分 散会